

標津町過疎地域持続的発展市町村計画



<令和3年度～令和7年度>

<令和3年9月16日策定>

北海道 標津町

— 目 次 —

1 基本的な事項

(1) 標津町の概況	P 1
(2) 人口及び産業の推移と動向	P 6
(3) 標津町の財政の状況	P 8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	P 11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	P 11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	P 11
(7) 計画期間	P 11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	P 11

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	P 13
(2) その対策	P 13
(3) 計画	P 14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 14

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	P 15
(2) その対策	P 15
(3) 計画	P 20
(4) 産業振興促進事項	P 21
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	P 21
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	P 22
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 22

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	P 23
(2) その対策	P 23
(3) 計画	P 23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 23

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	P 24
(2) その対策	P 24
(3) 計画	P 26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 27

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	P 28
(2) その対策	P 29
(3) 計画	P 32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 34

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	P 35
(2) その対策	P 36
(3) 計画	P 37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 37

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	P 38
(2) その対策	P 38
(3) 計画	P 39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 39

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	P 40
(2) その対策	P 41
(3) 計画	P 42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 43

10 集落の整備

(1) 現況と問題点	P 44
(2) その対策	P 44
(3) 計画	P 44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 45

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	P 46
(2) その対策	P 46
(3) 計画	P 47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 48

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	P 49
------------	------

(2) その対策	P 49
(3) 計画	P 49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 49

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	P 50
(2) その対策	P 50
(3) 計画	P 51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	P 51

1 4 過疎地域持続的発展特別事業一覧表【再掲】

事業計画【再掲】	P 52
----------	------

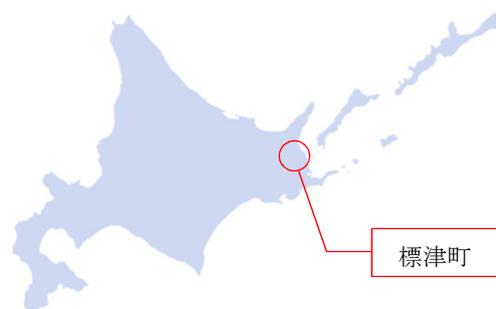
1 基本的な事項

(1) 標津町の概況

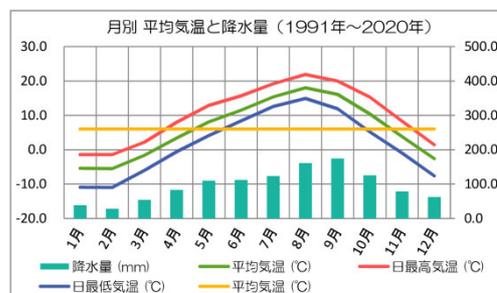
<自然的条件>

北海道の最東端根室管内の中心部に位置（東経 145° 15′、北緯 43° 28′）している本町は、中心からちょうど両腕を差し出すように、左手（北東）に世界自然遺産の秘境「知床半島」が、右手（南東）に納沙布岬を先端とする「根室半島」が延びている。正面（東）はオホーツク海・根室海峡に面し、洋上わずか 24km 先には「北方領土国後島」がその大きな姿を見せている。また、ラムサール条約登録湿地であり、日本一の砂嘴・野付半島が本町を基部として延びているなど、世界的な景観や自然を有する風光明媚な地である。

面積は 624.69km² で、そのうち森林面積が 412.22km² と約 66%を占めている。地形は、千島山脈からオホーツク海に緩やかな傾斜をもって展開する広大な原野（根釧原野）で、その中央を母なる川・標津川が悠々と流れている。また、海岸線約 25km には約 4km ごとに大小河川があり、オホーツク海に流れ込んでいる。



気象は、春から夏にかけて霧の発生が多く、夏は冷涼・多湿となるが、秋から冬にかけては比較的日照日数も多くなる。降雪期間は 12 月～4 月上旬。平均気温は 6.0℃（5 月～10 月 13.3℃、いずれも 1991 年～2020 年までの平均）前後で、概ね冷涼な気候である。



<歴史的条件>

本町の歴史については、国指定史跡伊茶仁カリカリウス遺跡など町内で確認されている数多くの遺跡等から、約 10,000 年前の縄文時代、続縄文時代、擦文時代（オホーツク文化）やアイヌ時代などの各時代に至る歴史を知ることができる。本町の場合、サケマス漁労・採集に経済的基盤を置く擦文文化と、沿海州やサハリンから渡ってきた海の狩猟漁労を主とするオホーツク文化が混在しているところに地域的特徴がある。

標津（シベ・ツ）とは、アイヌ語で「シベ・ヲツ（サケのいるところ）」を意味している。元禄 13 年（1700 年）に松前藩から幕府に差し出された絵図には「ちべ内」と記され、鮭を塩蔵して上方や江戸など本州に送る拠点として拓かれ、明治 2 年（1869 年）に「標津」の漢字が当てられた。

本町の本格的な自治の始まりとされる、明治 12 年 (1879 年) に戸長役場の設置以降、明治 17 年 (1884 年) には「野付郡茶志骨村」を編入し、同 19 年 (1886 年) に根室支庁管轄となっている。明治 34 年 (1901 年) には「植別村 (現羅臼町)」が分離独立した。大正 12 年 (1923 年) に戸長役場を標津村役場と改称している。昭和に入ると、6 年 (1931 年) ~7 年 (1932 年) の大凶作、12 年 (1937 年) の標津線開通、戦後の 21 年 (1946 年) に「中標津村 (現中標津町)」を分村した後、33 年 (1958 年) に町制が施行された。平成 31 年 (令和元年) で町制施行 61 年、開町 140 年を迎えており、北海道では歴史の古い町である。

<社会的・経済的諸条件>

本町は、古くからサケを中心とする漁業により拓けたまちである一方、明治時代後半から大正時代にかけて、広大な大地の開拓に志を寄せる開拓入植者が多く入り、畑作農業が営まれた。その後漁業は、資源管理型漁業が定着し、日本屈指の水揚げを誇る秋サケやホタテを中心とした沿岸漁業、農業は昭和 30 年代に酪農へと転換され、現在は広大な土地を活かした大規模経営が行われている。本町は沿岸漁業と大型酪農の「生産のまち」として振興発展してきた。本町の振興発展には、この基幹産業の安定化が不可欠であり、まちづくりの根幹となるものである。

町内の集落は大きく沿岸部と内陸部に区分される。沿岸部は本町の中心地である標津市街のほか、各河川下流域に小規模な集落が 6 つ (崎無異、薫別、浜古多糠、忠類、伊茶仁、浜茶志骨) 存在している。内陸部については、その中心となっている川北市街 (川北地区) のほか、大きな集積はないものの 3 つの集落 (古多糠、北標津、茶志骨) に区分される。

学校については、令和 3 年 (2021 年) 4 月現在、小学校が 2 校 (標津、川北)、中学校が 2 校 (標津、川北)、高校が 1 校 (道立標津高等学校) となっている。標津高等学校については、少子化による生徒数の減少により 2 間口の維持が厳しい状況で統廃合の危機に直面しており、存置に向けた取り組みを町ぐるみで実施している。

生産・生活の基盤となる道路交通網は、国道 272 号、国道 335 号の起点となっているほか、国道 244 号が縦断しているなど、地理的条件から本町が地域交通の要所となっている。また、国道を中心として、道道川北中標津線、道道薫別川北線、道道開陽川北線、道道川北茶志骨線、道道野付風連公園線が幹線となり、これらの間を町道が結んでいる。現在、本町と釧路町とを結ぶ「地域高規格道路・釧路中標津道路」の建設が進められており、地域の経済・産業の振興と住民の生命を守る路線として、早期完成が望まれている。

地域住民の足 (公共交通機関等) は、かつては列車とバスであったが、平成元年 (1989 年) 4 月に JR 標津線が廃止となり、現在はバスとハイヤーとなっている。道央圏及び首都圏などとの交通アクセスについては、第 3 種空港として昭和 40 年 (1965 年) に供用開始となり現在はジェット化されている根室中標津空港 (中標津町内、千歳便・東京便が就航) まで車で約 25 分という近距離にあることからこれが利用されているほか、バス路線として、釧路市まで運行され、釧路市からは列車が利用されている。

生活関連施設では、総合体育館、温水プール、野球場、スケートリンク、パークゴルフ場、文化ホール、生涯学習センター、ふるさと館、北方領土館など、各種施設が計画的に整備されている。また、町民への医療・保健・福祉サービスを有機的に連携して行う拠点として、標津町国民健康保険標津病院、保健福祉センター、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター及びサービス付き高齢者向け住宅を併設した「健康と福祉の村」が整備されている。平成21年(2009年)には、この近隣地に高齢者向けグループホームも整備されたほか、令和3年(2021年)には障がい者向けのグループホームも整備されている。下水道については、標津市街が昭和61年(1986年)に、また川北市街が平成12年(2000年)にそれぞれ供用を開始し、整備はほぼ終了しており、現在は、老朽化した機器設備の計画的な更新を実施することを目的とした下水道ストックマネジメント計画に基づき費用対効果を踏まえた施設の改築更新に着手している。なお、標津・川北市街以外の下水道未整備地区については、平成24年度から合併浄化槽事業による生活排水対策が継続して進められ、全町民が等しく快適な暮らしができる生活環境の創出を図っている。



「健康と福祉の村」

町民の憩いの場として、望ヶ丘森林公園、ポー川史跡自然公園、川北農村公園、平成22年7月に全面オープンとなったしべつ海の公園などがある。しべつ海の公園は、前浜の侵食防止を第一義としながらも、海洋性レクリエーションや地域住民の交流の場としても幅広く利用される施設として位置づけられている。

生活関連施設などの整備は概ね終了している現状にあるが、今後はこれらを活用した町民サービスの充実などソフト事業の展開と老朽化が進む各施設の維持のための財源の充足化が課題となっている。

産業の動向については、基幹産業である沿岸漁業と酪農の振興発展を軸に、これらと関連した水産加工業を中心とした商工業の発展、観光の振興が図られている。

酪農業については、安心・安全な生乳生産を図るため本町の広大な草地資源より生産される良質な自給飼料の確保により健康な乳用牛の飼養管理を行うとともに、輸入穀物飼料の使用量を減らすなど低コスト、高収益経営の展開を推進する。

また、酪農の環境負荷の減少を目指す取り組みとして、家畜糞尿を最大限に活用する、「資源循環酪農」の推進を目指す。さらに農業労働環境の改善を行いゆとりある農業経営を推進するため ICT を活用したスマート農業の導入による省力化、高効率化などにより経営体質の強化を図る。

漁業については、主力魚種である秋サケ・ホタテ貝の生産量や価格の安定化が課題となっている。予て本町は日本一の鮭漁獲量を誇る等、鮭と共に歩みながら発展してきたが、近年は漁獲量の減少が続き、最盛期の約7%にまで落ち込んでいる。一方、ホタテ貝はこれまでの増殖事業の成果により漁獲量が増大しており、令和2年(2020年)は過去最高を記録した。今後は、更に増殖事業の強化を図り、二大魚種の安定生産を目指しながら、その他の栽培漁業魚種について、積極的な資源造成と適正な資源管理に取組み、さらに、新水産資源の調査・検討にも着手する等、魅力と活力があり持続できる漁業を目指す。

水産加工業については、主力魚種である秋サケとホタテ貝の加工が中心であるが、秋サケは資源量が低迷していることから原料確保が困難になってきている。最近では、魚価高による製造コストの高騰、労働力の確保、魚食率の低迷など様々な課題が顕在化しており、これら課題の解決には、加工原料となる資源づくりが最重要と捉えている。また、前浜の水産物を、漁獲から市場、加工、輸送まで一貫した衛生管理の下で扱う「標津町地域 HACCP(ハサップ)」が平成 12 年(2000 年)に始まり、「標津ブランド」の確立に大きく貢献してきたが、食品衛生法の改正により、今後のあり方を改めて検討すべき状況となった。

森林・林業については、森林が本町の基幹産業や住民生活に果たす役割が非常に大きいことから、長期的な視点に立った上で、「環境の保全」「木材の活用」「森林・環境教育」「研究」という『4つの森づくり』を推進しており、近年では標津産木材の有効活用のための木炭などの商品開発も進んでいる。

商業については、隣町の郊外型ショッピングセンター間の販売激化や価格競争による淘汰をかけた激戦のあおりなどで、町内の消費購買力の流出は依然進んでいる。大型店と差別化した地域住民との信頼関係の構築やきめ細かなサービスの充実などによる新たな魅力づくりをもった商店街づくりが求められている。

観光については、サケの町・標津町のシンボル施設として平成 3 年(1991 年)に建設した「標津サーモンパーク」による集客のほか、本町の豊富な自然や地域産業と結びついた「滞在・体験型観光」に力を入れており、「忠類川での釣獲調査によるサケ・マス釣り」をはじめとして、早朝のサケ荷揚げ見学などのマリン・ツーリズム、酪農体験、森林ツアー、山菜ツアーなどのグリーン・ツーリズム、その他様々な感動体験プログラムを含めた「標津版エコ・ツーリズム事業」を推進している。

この成果により、平成 21 年度には、本町をメイン会場に「全国ほんもの体験フォーラム」が開催され、全国・全道から体験型観光や体験教育などに携わっている関係者が一堂に集い、町民の力を結集した「もてなしの力」で見事成功を収め、平成 26 年度には、標津町エコ・ツーリズム交流推進協議会が「ディスカバー農山漁村の宝」に選定されたほか、令和 2 年度には根室地域に連綿と続くサケを核とした文化を一連のストーリーとしてまとめた『「鮭の聖地」の物語 ～一万年の道程～』が「日本遺産」に認定されており、世界に誇る文化を体験できる地域として持続可能な広域観光地域づくりへの寄与が期待される。

また、町民総参加の水をテーマとした標津町民祭り 水・キラリのほか、あきあじ(サケ)まつり、冬まつりなど四季折々に多彩なイベントも開催されて、近隣市町村を含め、多くの人たちが訪れる地域の年中行事として定着している。

<標津町における過疎の状況>

本町の人口は、昭和 40 年(1965 年)の 8,051 人(国勢調査)をピークに減少を続け、平成 12 年(2000 年)の国勢調査では 6,298 人となり、昭和 50 年(1975 年)からの減少率が 19%を超えたことから、平成 14 年 4 月 1 日に初めて過疎地域として指定されたところであり、このため、自立に向けた対策が急務となっている。

本町の人口の主な減少理由について考察すると、「自然的要因」によるものとして全国的傾向である

少子化の影響がある。特にこの10年間（平成23年度～令和2年度）の出生者386人に対して、死亡者は691人となっていることから、自然増減は305人減となっている。平成14年度までは、自然増減は毎年増加していたが、平成15年度に9人の減を記録し、平成16年度に一旦は6人の増に転じたが、平成17年度以降、毎年、減少が続いている。

一方「社会的要因」として、この10年間（平成23年度～令和2年度）の転入者2,258人に対して、転出者は2,630人となっていることから、社会増減は372人減となっている。地元での雇用がないため、転出をせざるを得ないことと、高等学校・大学等への進学のために転出するケースが多く見受けられ、このことが人口減少の一番の大きな要因となっている。

平成18年には、危惧していた6,000人台割れが現実のものとなり、平成25年には5,500人を下回るなど、減少傾向はなおも続いている。（住民基本台帳人口）

このため、人口減少対策を推進することなどを目的に町一丸となった取り組みを進めるべく、国の地方創生推進に先駆けて、平成26年より「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」を策定し、町民や町内団体などから幅広く意見提案をいただきながら具体的な政策を実践しており、同じく人口減少対策を趣旨とする「地方版総合戦略」に掲げた指標の一つである『合計特殊出生率の向上（H27→H31に1.42→1.61）』では1.68まで向上するなど、本町における持続的発展への効果が着実に現れてきている。

<社会的・経済的発展の方向の概要>

本町は、平成16年（2004年）6月に隣接する中標津町及び羅臼町との3町合併について町民の意思を問う住民投票を実施し、結果、合併せず当面の間、自立することを選択した。

この結果を踏まえ、平成18年（2006年）、当面の自立を掲げ、「満足できなくても納得のできるまちづくり」を進めるために、5ヵ年計画となる「ふるさと新生プラン」（H18～H22）を策定して、新ふるさとづくり宣言による4つの姿の実践により、町民参加による協働のまちづくりが発効した。

一方で、地方分権時代に入り、人口1万人未満の小規模自治体として位置づけられる本町においても、より自立性を高めて存在し続けることが求められることとなった。

このための方策として、協働のまちづくりをこれまで以上に推進し、より質の高いまちづくりを実現するための計画として、変化する社会情勢に対応するとともに、時代のニーズに合わせステップアップした「標津町ふるさと新生プラン・ステップⅡ」（H23～H30）を策定した。

この計画は、町民の参加性を重視しながら、これからの本町の真の自立に向けた新たな取り組みを行うための「新しい標津町の自立再生計画」と位置づけ、町民力・地域力・行政力の信頼のトライアングルによる協創（ともに考え）と協働（ともに汗する）による「町民主体のまちづくり」を基本姿勢とし、「選択と集中」の一層の発揮によって、真の「新・ふるさとづくり宣言」を実現し、「住みたい、住み続けたい、活力と魅力あふれる定住地域」を創出することを理念としている。

また、前述のとおり平成26年には人口減少対応の施策に特化した「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」を策定し、効果的に政策を投入することで、進行する人口減少に歯止めをかけるべく果敢に挑戦している。

このように本町は、まちづくりの現状と課題を整理しながら、解決に向け、町民が主体となった「標津町ふるさと新生プラン・ステップⅡ」や「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」とともに、「標津町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定し、総合的・計画的なまちづくりに取り組んでいく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

<人口の動向>

標津町の総人口は、昭和40年(1965年)の8,051人をピークに減少に転じ、平成27年(2015年)の時点では5,242人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の推計によると、令和42年(2060年)には1,837人となり、ピーク時の22.8%となる見込みである。

また、人口の推移を「年少人口(0歳～15歳未満)」「生産年齢人口(15歳以上～65歳未満)」「老年人口(65歳以上)」に区分して見ると、年少人口は昭和30年(1955年)の2,926人、生産年齢人口は昭和45年(1970年)の5,400人をピークに減少傾向にあるが、老年人口だけは総人口が大きく減少している中、本3区分で唯一昭和30年(1955年)以降一貫して増加傾向にあり、平成12年(2000年)に年少人口を上回り、更には、社人研推計によると令和27年(2045年)頃より生産年齢人口と老年人口がほぼ同数となり、令和32年(2050年)頃からは逆転するなど高齢化が顕著となることが予想されている。なお、人口総数が減少していることから、令和2年(2020年)以降はこの老年人口も漸減傾向となる見込みである。

自然増減の推移を見ると、平成14年(2002年)までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態であったが、平成15年(2003年)に自然減となり、平成16年(2004年)には再び自然増に回復したものの、平成17年(2005年)以降は自然減が続いている。

社会増減の推移を見ると、転出数が転入数を上回る社会減が続き、昭和55年(1980年)から一度も社会増に転じた年がなかったが、平成28年(2016年)に転入数が転出数を18人上回っている。

また、総人口の減少に伴い、近年は転入、転出ともに件数が減少し続けているが、総人口に対する割合としては減少傾向となっている。(転入で4～5%が3～4%、転出で5%強が5%弱になっている。)

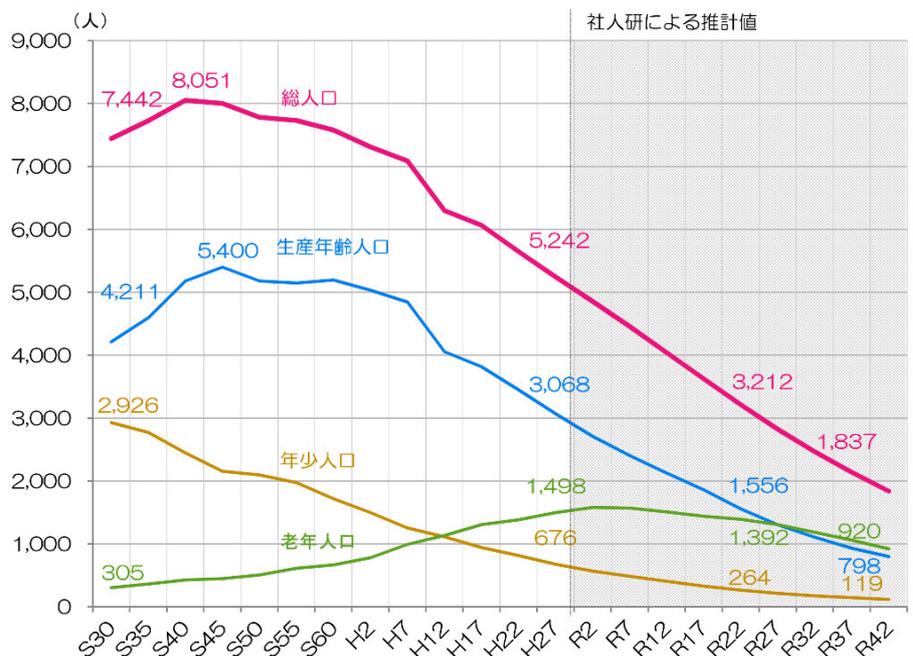
転出する主な理由としては、年少期から生産年齢期へ移行する際の進学や就職などによる都市部への人口流出などが考えられる。

標津町の人口の推移と推計

—出典—

推移(～H27)：国勢調査

推計(R2～)：社人研



標津町の人口ピラミッド
令和3年3月31日現在

—出典—
住民基本台帳

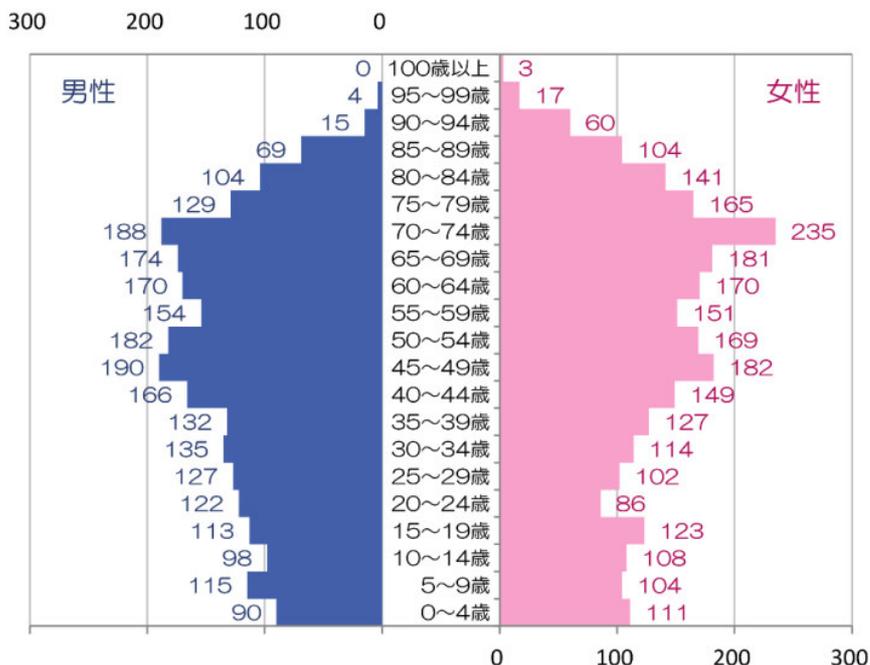


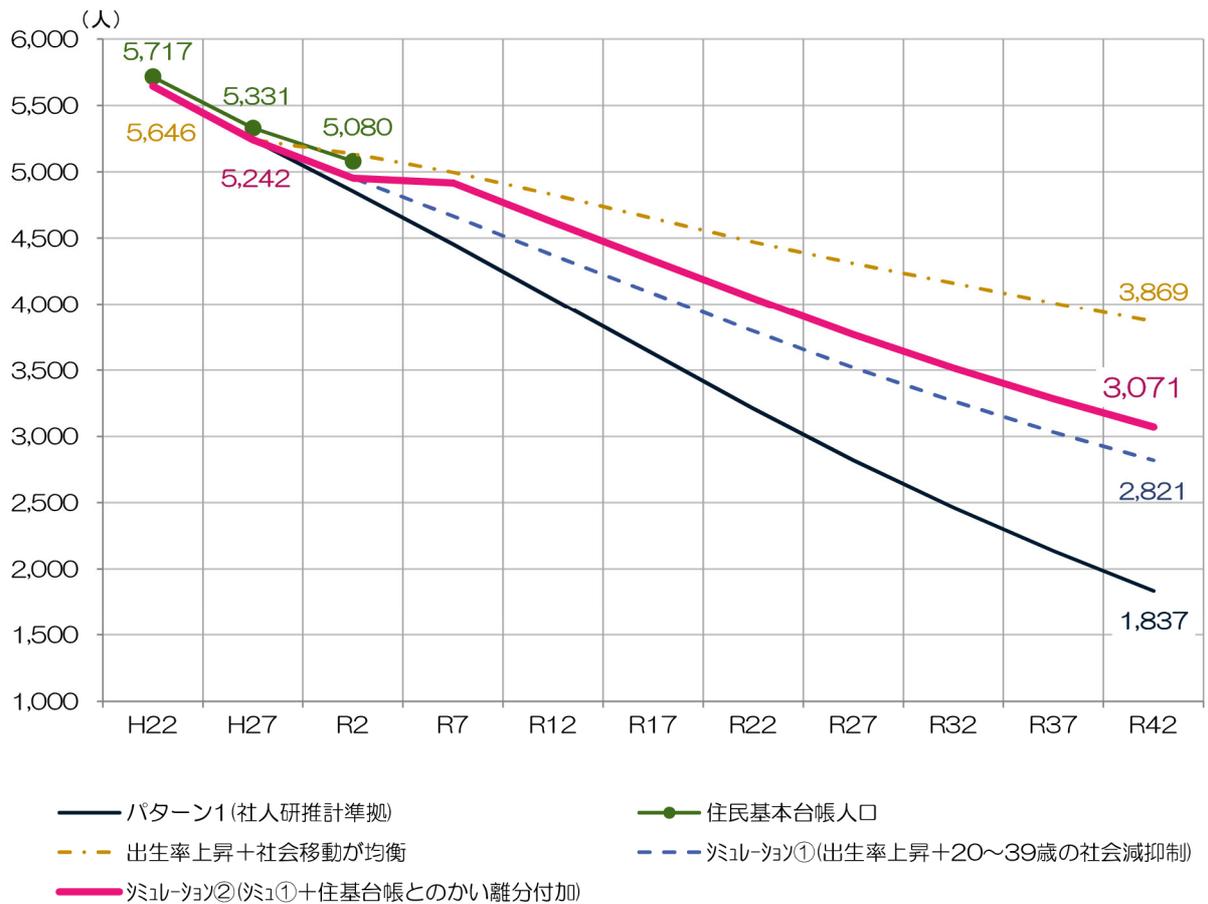
表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,727	-	7,781	0.7	7,310	▲6.1	6,063	▲17.1
0歳~14歳	2,771	-	2,095	▲24.4	1,497	▲28.5	943	▲37.0
15歳~64歳	4,594	-	5,178	12.7	5,032	▲2.8	3,815	▲24.2
うち15歳~29歳 a	2,124	-	1,795	▲15.5	1,455	▲18.9	887	▲39.0
65歳以上 b	362	-	505	39.5	781	54.7	1,305	67.1
a/総数 若年者比率	27.5	-	23.2	-	19.9	-	11.5	-
b/総数 高齢者比率	4.7	-	6.5	-	10.7	-	16.9	-

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,646	▲6.9	5,242	▲7.2
0歳~14歳	815	▲13.6	676	▲17.1
15歳~64歳	3,447	▲9.6	3,064	▲11.1
うち15歳~29歳 a	678	▲23.6	608	▲10.3
65歳以上 b	1,384	6.1	1,498	8.2
a/総数 若年者比率	12.0	-	11.6	-
b/総数 高齢者比率	24.5	-	28.6	-
			不明	4

表 1-1(2) 人口の見通し(標津町人口ビジョン)



(3) 標津町の財政の状況

<行政>

本町は、町民一丸となったまちづくりの推進のために策定した「ふるさと新生プラン」(H18~H22)、その後より質の高い施策の展開のために、変化し続ける社会情勢への対応やニーズに合わせステップアップした「標津町ふるさと新生プラン・ステップⅡ」(H23~R3)を基本計画とし、行政と地域住民が一丸となった協働のまちづくりを推進している。

平成26年(2014年)には国の地方創生に先駆け、人口減少対策事業をパッケージ化し展開する「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」を策定し、“まち”づくりの根幹をなす“ひと”の確保と“しごと”安定と発展による持続可能なまちづくりを進めている。

今後、新型コロナウイルス感染症、脱炭素化や超スマート社会などの大きな情勢の変化をとらえつつも、町民が広く世代を超えてまちづくりに参画できる体制を築き、町民力・地域力・行政力の信頼のトライアングルによる協創(ともに考え)と協働(ともに汗する)による「町民主体のまちづくり」を基本理念としてまちづくりを進める。

<財政>

日本経済は、バブル経済の崩壊後、平成 20 年（2008 年）のリーマンショックや平成 23 年（2011 年）の東日本大震災に代表される度重なる大災害などによる低迷が続いていたが、近年は雇用・所得環境の改善が続き企業収益が高水準で推移しており、個人消費や設備投資については増加傾向であるなど、緩やかな回復傾向である。

しかしながら、中国経済の減速や世界的な情報関連財需要の高止まりなどの要因による輸出の低下が見られ、海外経済の動きや不確実性に注意する必要があるほか、新型コロナウイルス感染症による市場の停滞により、この傾向が鈍化している。

新型コロナウイルス感染症による停滞は、特に生活娯楽関連サービスへの影響が大きく、中でも飲食業・宿泊業への影響が中心となっており、本町においても同様の傾向が伺うことができることに加えて、基幹産業である漁業では、秋鮭漁の不漁による漁業従事者の所得減や水産加工業などの関連産業における従業員給与所得にも影を落としていることで町税収入が減少し、町財政をプラスに導く要因が見当たらない状況である。

また、過去に整備してきた公共施設の老朽化や耐震化などの改修、長寿命化の整備費が多額に見込まれることから、計画的な事業執行と必要財源の確保が重要課題となっているが、過疎地域の限られた財源を効果的に活用するため、地域全体が納得する事業配分、事業のスクラップアンドビルドを徹底することで本町の持続的発展を推進していかなければならない。

<施設整備水準等の現況と動向>

本町が保有しているインフラ系を除く公共施設は 153 施設、387 棟、93,370 m²となっており、新耐震基準前に整備された施設は昭和 41 年（1966 年）から昭和 56 年（1981 年）に、それ以降は平成 3 年（1991 年）から平成 11 年（1999 年）に多くが整備されている。

前段でも触れているが、これら公共施設の耐震化や長寿命化などの整備費が多額に見込まれることから、町では公共施設等総合管理計画及び個別の長寿命化計画に基づき、財政需要を平準化のうえ統廃合や改修・再整備を進める。

表 1-2(1) 標津町財政の状況

(単位：円、%)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	6,374,140	6,488,154	7,515,133
一般財源	4,462,092	4,086,480	4,013,302
国庫支出金	573,937	341,752	361,239
道支出金	446,711	500,113	502,541
地方債	671,149	640,373	991,238
うち過疎対策事業債	286,300	383,000	310,700
その他	220,251	919,436	1,646,813

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳出総額 B	6,134,985	6,131,579	7,276,861
義務的経費	1,940,933	1,881,604	2,000,689
投資的経費	1,415,834	1,268,528	2,018,814
うち普通建設事業	1,415,834	1,268,528	2,018,814
その他	2,778,218	2,981,447	3,257,358
過疎対策事業費	1,106,476	867,959	1,048,496
歳入歳出差引額 C(A-B)	239,155	356,575	238,272
翌年度へ繰越すべき財源 D	0	7,627	15,275
実質収支 C-D	239,155	348,948	222,997
財政力指数	0.203	0.193	0.216
公債費負担比率	12.2	12.6	15.1
実質公債費比率	12.8	8.3	8.5
実質赤字比率	▲6.2	▲8.8	▲5.9
連結実質赤字比率	▲7.9	▲12.7	▲11.0
経常収支比率	69.0	72.2	77.2
将来負担比率	12.9	▲56.1	▲42.3
地方債現在高	5,968,868	6,564,625	7,598,773

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

(単位：%、m、床)

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率	31.7	53.1	62.7	66.5	67.7
舗装率	10.1	29.6	44.8	54.0	61.0
農道					
延長	-	-	-	-	-
耕地 1ha 当たり農道延長	-	-	-	-	-
林道					
延長	3,135	3,135	3,135	3,135	3,135
林野 1ha 当たり林道延長	-	-	-	-	-
水道普及率	66.1	98.1	93.9	92.4	99.3
水洗化率	-	-	43.6	57.0	83.8
人口千人当たり病床数	4.9	8.6	9.2	5.4	6.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町におけるまちづくりは、これまでの過疎計画に基づいた生活インフラ整備、新たな人材の確保や地域資源の見つめ直しなどにより当地域の自立促進が進めてられているほか、平成 26 年（2014 年）に策定した「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」の展開による持続可能な地域社会の形成を新たな方針として進めている。

しかしながら、少子高齢化、水産業の低迷・飼料代の高騰による酪農業の安定的経営への不安視などの基幹産業を取り巻く懸念、近隣町への消費流出や新型コロナウイルス感染症による観光産業への影響など、数多くの課題を抱えている。

将来的な本地域の持続的発展を目指すため、「ふるさと新生プラン」における協創（ともに考え）と協働（ともに汗する）による「町民主体のまちづくり」を基本理念とし、本計画に基づいた地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図る取組を進めるため、北海道過疎地域持続的発展方針などと整合性を図りながら、「住みたい・住み続けたい・活力と魅力あふれる定住地域」の実現に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4) の基本方針に基づく本計画期間内に達成すべき基本目標を次のとおりとする。

区分	基本目標	備考
人口に関する目標		
将来推計による総人口	4,917 人	標津町人口ビジョンによる将来人口推計
社会増減	0 人	直近 5 か年平均の値
合計特殊出生率	1.80	人口動態保健所・市町村別統計による
財政力に関する目標		
新規雇用者数	40 人	標津町総合戦略における施策による雇用者数
ふるさと納税額の維持	1 億 5 千万円	令和 2 年度規模

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、毎年度議会への報告をもって行うほか、住民に対し広報紙等を通じて公表して行う。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

標津町公共施設等総合管理委計画では、本町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、住民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取組むことを理念とし、効率的な維持管理

等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の適正化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めている。

本計画においても当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

なお、当計画に記載されているすべての公共施設等の整備は、公共市政等総合管理計画に適合するものとなっている。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町ではこれまで「定住促進団地（27戸）」、「定住促進住宅（6戸）」の整備による移住者の獲得のほか、「東京都世田谷区との地域間連携事業」として近隣の4町（羅臼町、斜里町、中標津町、別海町）及び北海道根室振興局と連携した知床物産展の実施、根室管内市町の連携による教育旅行誘致及び本町が平成19年（2007年）に加盟したNPO法人「日本で最も美しい村」連合活動を通じた経済的自立を目指す小規模自治体との地域間交流の促進を図ってきた。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、これまでに10人の人材確保を図っており、うち2人については現在町職員として定住にいたっているほか、令和元年度には「移住定住コーディネーター」として確保した1人を本地域の持続可能な社会形成の一端を担う人材として育成している。

ただ、全国的な人口減少に伴い、移住施策は近隣自治体間での人材の奪い合いに終始しており、過剰な移住者獲得競争ともいえる中、財政基盤の脆弱な過疎地域では移住者数の過度な増大は見込むことができない状況となっている。

(2) その対策

- 人口減少や担い手不足解消のため、地域おこし協力隊制度の活用による地域への人材の定着を進める。
- 空き家・空き地バンク制度の活用助奨と住宅取得支援事業による住宅不足事情の解消と住宅建設需要の喚起対策を継続するほか、移住定住コーディネーターを核としたコロナ禍におけるリモート環境での相談窓口のあり方の検討、情報発信のプッシュ型手法の検討を進める。
- 地方創生推進交付金を活用した「UIJ ターン新規就業支援事業」による中小事業所への就業促進と移住に伴う経費の軽減、「住宅取得支援事業」による建築需要の喚起と住宅不足問題の解消による移住者の獲得を進める。
- NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟町村地域は、小規模自治体が地域資源を活用した自立できるまちづくりを実践している自治体がほとんどであり、人口規模、財政状況や産業構造が類似する本町の将来的な社会基盤の形成のため、郷土愛の醸成、人材育成や地域資源の活用などの実践事例を学習し積極的に取り入れる。

○移住者数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
人数(人) ※カッコ内は 協力隊(内数)	6	5	3	11	8(2)	20(3)	6(1)	7(2)

※移住者は移住関連施策の活用者をカウント

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住			
	移住	地域おこし協力隊募集事業	町	
		地域おこし協力隊活用事業	町	
		標津町移住促進事業	町	
		移住・定住促進住宅建設事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	UIJ ターン新規就業支援事業 指定求人へ就業する移住者に対し移住支援金を交付することで、中小事業所への就業促進による事業の継続、移住経費の負担減を図り、移住定住者数の増、町内経済の活性化に資する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	住宅取得助成事業 新築・中古住宅取得の経費を一部助成(移住者上乗せ各50万円)し、空き家の抑制、受託需要の喚起、住宅不足問題の解消に伴う移住定住者の獲得に資する。	町	〃	

(4) 公共施設総合管理計画等との整合

本分野における公共施設には「定住促進住宅」があり、当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進めるが、設置から10年以上を経過している現状において、当初の趣旨と現状の利用状況を鑑み、そのあり方について検討する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

本町の基幹産業である酪農業と秋鮭漁をはじめとした水産加工業などによる水産業のほか、町の面積の約7割を占める林野による林業は、海・山・川・大平原の豊富な自然資源を有する本町の主たる産業であり、これらの生産を支える商業と地域資源を存分に体験することができる観光業などの周辺産業を加えた経済活動によって暮らしの基盤を確立している。

現在、酪農業においては乳価及び個体販売額は高止まりで安定しているものの、輸入飼料の高騰による生産資材等経費の増大等により将来にわたる経営環境の悪化が懸念されている。水産業では平成15年(2003年)のピーク時には19,488tを誇った漁獲量も令和2年(2020年)には1,393tと9割超低下している秋鮭漁の不漁、魚価の不安定さのほか、両産業に共通して、外食産業の低迷に伴う需要の減少による外貨獲得機会の喪失などが挙げられる。

林業においては木材需要の高まりから価格の高騰が見られる一方、森林資源の有効活用を図るための人材育成や基盤整備等需要低下を見据えた取組が求められる。

商業・観光業については、新型コロナウイルス感染症による市場の低迷が続いているが、ワクチン接種などが進んだ収束後の需要高騰を見越した環境の整備と投資が必要である。

経済活動全般に共通する課題として、担い手・後継者不足がかねてからあり、平成22年(2010年)には160戸であった農家戸数は令和2年度(2020年)には21戸減の139戸となっており、移住・人材育成・民間投資など他分野の施策との横断的な展開や、複数機関、他市町村及び都市部との広域な連携による取組を推進する必要がある。

また、本町にはこれまで、酪農業・水産業と結びついた水産加工会社、製網会社、発泡樹脂製品製造会社、レンダリング会社、健康食品製造会社などの誘致実績がある。これらの誘致企業は地元雇用や地域資源の利用などの観点から特に地域振興などに寄与すると認められ、地域総合整備資金(ふるさと融資資金)の貸付、固定資産税の減免措置などの支援を行っているほか、町独自の取組として、新規創業や新分野進出の支援を目的とした「標津町起業等支援事業」による雇用の創出を図っている。

(2) その対策

○経営の大型化傾向が続く酪農業において、労働の外部委託化や経営協業化の促進、高速ブロードバンドの敷設に伴うスマート化を、農業協同組合など関係機関と連携し支援。

○水産業では地域HACCPの着実な継続による標津ブランドの基礎を維持する傍ら、活〆や令和元年(2019年)11月に披露に至った「王標(オウヒョウ)」・「伊茶仁マス(イチャニマス)」のPRなどによるブランド化・高付加価値化のほか、新たな水産資源の定着に向けた研究を進める。

○その他、地域の生産活動を支える商業においては、これまでに取り組んできた町内購買の促進に向けた商店街の魅力化と移動販売車カウモン号による高齢者や無店舗地区を重点としたサービスの維持を図り、将来に向け持続可能な生活基盤の確保に努める。

- 「鮭の聖地」が令和2年（2020年）に「日本遺産」として認定された「鮭の聖地」を活用し、これまでに取り組んできた体験型観光へ歴史文化の活用・補強を行うほか、一層のPRを図るためのガイド養成を行うとともに、観光関係団体の統合などにより地域DMO設立の検討を進め、経済的に自立できる観光業の育成・強化を進める。
- また、広大な土地を活用した企業誘致を継続して支援するため、設備投資等に対する固定資産税の減免措置と、「標津町起業等支援事業」による町内における創業者と事業者の新分野進出を支援し、雇用の促進を進める。
- 鮭、ホタテや牛乳などの地場産品を活用した特産品や、豊富な自然資源を活用した体験型観光などの「ふるさと納税」返礼品の開発を進め、本町の知名度向上と独自収入の増大による財政の健全化を促進する。

○農家数及び農用地面積 (単位：戸、ha)

区分	農家数	農用地面積
H17	173	11,206.1
H22	160	11,651.3
H27	149	11,412.9
H28	148	11,379.0
H29	148	11,363.3
H30	145	11,374.5
R元	141	11,377.7
R2	139	11,390.7

○家畜頭羽数 (単位：戸、頭)

区分	乳用牛		肉用牛		馬	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
H17	165	20,086	17	3,295	32	169
H22	152	20,464	16	2,977	27	137
H27	135	20,601	11	2,538	2	21
H28	134	20,329	14	2,619	2	18
H29	130	20,624	14	2,166	3	26
H30	128	20,617	15	1,086	3	9
R元	122	20,869	15	771	3	23
R2	121	21,458	15	688	4	17

○酪農生産高 (単位：t、千円)

区分	生乳		牛等個体販売額	計
	販売量	販売額		
H17	88,299	6,429,188	1,653,647	8,802,835

H22	101,944	8,461,391	1,652,915	10,114,306
H27	98,411	9,531,978	2,475,296	12,007,274
H28	101,660	9,896,593	2,906,490	12,803,083
H29	103,517	10,383,032	2,469,423	12,852,455
H30	103,290	10,417,136	2,891,483	13,308,619
R元	108,046	11,221,796	2,670,642	13,892,438
R2	107,246	11,356,959	2,302,397	13,659,356

○漁港の状況

漁港名	種別	指定年月日
標津漁港	第2種	昭和48年6月15日
薫別漁港	第1種	昭和28年12月28日

○漁業者（経営体）の状況－標津漁業協同組合（単一漁協）

（単位：戸）

区分	正組合員	正組合員の経営体内訳			準組合員	計
		定置漁業	漁船漁業	その他		
H17	195	132	46	17	27	222
H22	199	134	43	22	19	218
H27	198	133	43	22	19	217
H28	195	132	43	20	19	214
H29	195	132	43	20	20	215
H30	193	131	43	19	20	213
R元	191	129	43	19	20	211
R2	187	122	43	22	16	203

○漁業生産高

（単位：t、千円）

区分	生産量	生産額	備考
H17	22,769	5,349,542	税抜き価格
H22	19,878	3,639,824	//
H27	10,845	4,034,001	//
H28	9,123	3,451,740	//
H29	7,238	3,261,663	//
H30	10,469	3,636,888	//
R元	10,064	2,569,685	//
R2	15,762	3,136,621	//

（出典：P16～17 全て標津町調べ）

○食品製造業の製品出荷額 (単位：所、万円)

区分	事業所数	製品出荷額
H17	16	929,286
H22	12	603,980
H27	11	783,427
H28	9	762,309
H29	8	730,033
H30	7	529,157

(出典：RESAS<工業統計調査、経済センサス活動調査>)

○森林面積 (平成31年4月1日現在、単位：ha)

区分	総数	人工林	天然林	その他
町有林	2,959	1,509	1,450	0
私有林等	7,096	2,337	4,759	0
国有林	31,167	5,760	24,593	814
計	41,222	9,606	30,802	814

(出典：北海道林業統計)

○年間商品販売額 (単位：店、百万円)

区分	店舗数	年間販売額
H14	67	10,074
H16	61	10,940
H19	58	10,093
H24	42	9,332
H26	45	13,119
H28	41	11,883

(出典：RESAS<商業統計調査、経済センサス活動調査>)

○観光客の入込数 (単位：千人)

区分	道外	道内	計	日帰り客	宿泊客
H12	294.5	147.1	441.6	435.3	6.3
H17	292.7	228.8	521.5	513.4	8.1
H22	139.8	237.4	377.2	369.0	8.2
H27	136.1	209.0	345.1	337.0	8.1
R元	211.7	163.5	375.2	368.2	7.0

(出典：標津町調べ)

○宿泊施設の状況 (単位：軒、人)

区分	軒数	収容人員
ホテル	3	177
旅館	3	70
民宿	5	85

(出典：標津町調べ)

○忠類川入込数（忠類川サケマス有効利用調査従事者数）及び経済効果等 (単位：人、尾、千円)

区分	参加人数	釣獲尾数	宿泊者数	経済効果
H17	6,639	5,890	3,151	13,173
H22	2,986	8,835	900	4,574
H27	1,561	3,703	353	2,287
R2	0	0	0	0

(出典：標津町調べ) ※R2 は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

○起業支援件数・金額・雇用創出数 (単位：件、千円、人)

区分	支援件数	支援金額	雇用創出数
H21	4	5,000	59
H22	1	2,000	1
H25	1	2,500	4
H26	3	6,500	54
H28	2	3,000	4
H29	2	3,000	6
H30	1	1,500	0
R元	1	1,500	0
R2	2	5,250	5

(出典：標津町調べ)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備			
	農業	農業経営基盤強化資金利子補給事業	町	
		畜産担い手育成総合整備事業	町	
		道営草地整備改良事業負担金	町	
	林業	未来につなぐ森づくり推進事業	町	
		標津町緑と海を育む森づくり事業	町	
		森林環境保全整備事業	町	
	水産業	豊かな川づくり事業	町、漁協、農協	
		標津沿岸餌料環境調査事業	町、漁協	
		標津町沿岸漁業振興事業 (ナマコ種苗放流試験調査事業)	漁協	
	(2) 漁港施設	標津漁港修築事業負担金	道	
	(9) 観光又はレクリエーション	サーモンパーク施設整備事業	町	
		標津町エコ・ツーリズム交流推進事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	酪農ヘルパー育成促進事業 酪農ヘルパー確保のための事業に対し補助金を交付し、組織の育成を図り、新規就農や円滑な経営継承を促進し、町農業の安定的発展に資する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業 の 振 興		標津町地域 HACCP 推進事業 安心安全な水産資源の確保・PR の基盤となる地域 HACCP の推進のため、事業費の一部を町で負担する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
		販売強化事業（水産物） 水産物の販路確保・拡大・PR のための町外における商談会に参加し、安定的な外貨獲得、標津ブランドの知名度向上を図る。	町	〃
		水産物ブランドづくり推進事業 水産物のブランド化のための商品開発や、開発した商品の催事提供などにより、高付加価値化とブランド力の向上を図る。	町	〃
		新水産資源調査・検討事業 低・未利用の水産資源の利活用について調査・検討を行い、不漁により低迷している水産業関連産業の安定化を図る。	町	〃
	商工業・6次産業化	標津町起業等支援事業 創業や新分野進出に要する経費の一部を助成し、地域経済の活性化と雇用の創出を促進する。	町	〃
		移動販売サービス事業 専用車両で町内を定期的に巡回し、町内商店が扱う食糧品、日用雑貨などを移動販売することにより、町内消費の拡大を図る。	商工会	〃
	(11)その他	標津町結婚活動等支援事業	町	
		ふるさと納税推進事業	町	

(4) 産業振興促進事項

減価償却の特例及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の適用のための産業振興促進事項は次のとおり。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業及び旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり事業について、北海道、近隣自治体のほか、農業協同組合及び漁業協同組合などの産業団体、民間事業者との連携により展開を図る。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化の進展により、地域の通信手段は大きく様変わりしている。本町においても各産業での情報技術の活用が図られているほか、地域住民には携帯電話、インターネットが普及している。

光回線については、令和3年度（2021年度）に町内全域への敷設を予定しているところであり、これまで課題であった情報格差の解消が図られる見通しとなっている。

災害時の緊急情報伝達手段としては、平成8年度（1996年度）に防災行政無線を全戸に整備し、災害緊急時はもちろん、これ以外にも行政情報の提供など幅広く活用している。現在は、デジタル化の推進により災害情報を瞬時に伝達するほか、行政情報の詳細な周知や町民との相互通信を行うなど、デジタル機能を活かし、防災力、住民生活の安全の向上が図られている。

地域情報化は今後の行政を推進する上で重要な施策であり、音声のみならず映像などによる情報伝達、一方的な情報伝達だけでなく双方向での通信など情報技術の進歩に対応した取り組みが必要となっている。しかしながら、地域情報化を進めるにあたってインフラ整備、維持管理経費に相当の費用を要することから、財源対策が重要な課題である。

(2) その対策

- 行政の情報化の推進と、情報技術を活用した町民サービスの向上を図るため、地域情報化に向けたインフラ整備を推進する。
- 災害情報を瞬時に伝達するほか、行政情報の詳細な周知や町民との相互通信を行うなど、地域の安全安心の確保と情報化を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
化お3 け る地 域 情 報 に	(1)電気通信施設等 情報化のための施設			
	防災行政無線 用施設	防災行政無線維持管理事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町の幹線道路は、標津市街を横断し根室市と網走市を結ぶ国道 244 号と、これから分岐する国道 272 号、国道 335 号で、この道路を骨格に道道、町道が形成され、産業道路及び近隣市町村と結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしている。

平成元年（1989 年）に JR 標津線が廃止となり、町民のあらゆる活動において自動車への依存度が高くなっていると同時に、観光客の入り込みによる自動車交通量が増加している。このため交通安全面からも今後は道路の拡幅や歩道の設置などの計画的整備が必要である。

特に、町道においては主要な生活路線について舗装整備が必要となっているとともに、酪農地帯の町道については、近年の酪農業の近代化に伴う車両の大型化と積雪寒冷地であるという特性（凍結）から、路肩の破損が著しく、多くの路線改修が必要となっている。

さらに現有の橋梁については、その大半で老朽化が進んでいることから、平成 23 年度（2011 年度）に策定した長寿命化修繕計画を基に、計画的な修繕などの実施で道路網の安全性・信頼性を確保していく必要がある。

また、近年地震・津波や冬期間における暴風雪などの災害に強いまちづくりが求められていることから、避難道路の要素を持った道路の整備や、老朽化した除雪機械の計画的な更新による除雪体制の強化、幹線道路への防雪柵の設置などにより、安心・安全な道路の形成を図る。

本町の公共交通機関等は、前述の JR の廃線によりバスとハイヤーのみとなっており、バス路線については、JR 廃線以前からある路線及び JR 廃線に伴う代替路線の 2 路線が民間事業者により運営され、これらの路線でカバーできない地域や時間帯に、町が運行している循環バスがある。

既存のバス路線は、自家用車の普及などにより乗降客が少ない状況であり、すべてが赤字路線であるが、交通弱者である高齢者や学生などの足を確保するために国、道及び関係市町からの補助金により運行しているなど小規模自治体にとって財政的に厳しい状況にある。

今後は、地域公共交通協議会を設置し、路線の統廃合や効率的な運行について、行政、交通事業者や利用者の代表などにより協議し、持続可能な公共交通のあり方である「地域公共交通計画」を策定する必要がある。

また、道央圏や首都圏との交通アクセスは、約 120km 離れた JR 釧路駅や、隣接する中標津町にある根室中標津空港（約 25km）が主に利用されている。町民の利用はもちろん観光客の誘致など地域に果たす役割は大きく、これらと本町を結ぶバス交通の確保が重要である一方、特に中標津空港は羽田空港直行便の増便及び夏季間における中型機運航の充実、関西方面への新規路線拡大に、近隣市町と連携して取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

○国道、道道の拡幅、直線化、改良、歩道の新設について引き続き関係機関に要望していくとともに、

標津町過疎地域持続的発展市町村計画

町道については、国の交付金事業や過疎対策事業債の積極的な活用により維持管理に努める。

- 冬期の交通安全の促進のための除雪機械の計画的な更新と基幹道路への防雪柵の設置を進め、地域住民の安全安心な生活基盤の整備を進める。
- 公共交通に関しては、バス路線の沿線自治体、交通事業者、道路管理者及び利用者の代表などからなる「地域公共交通協議会」を設置のうえ協議を進め、町内と根釧地域の公共交通のあり方について再編を進める。
- 観光客誘致など地域経済の振興し資する根室中標津空港の充実化を図るため、関係市町と連携しながら要望活動などにより推進する。

○標津町の道路の状況

(単位：km、%)

区分	路線数	延長	改良	改良率	舗装	舗装率
国道	3	69.1	69.1	100.0	69.1	100.0
道道	6	48.5	48.5	100.0	48.5	100.0
町道	251	341.0	230.8	67.7	208.0	61.0
計	260	458.6	348.4	76.0	325.6	71.0

○デマンドハイヤー（市街循環線）利用状況

(単位：人、日、便、%)

区分	利用者数	運行日数	運行便数	平均乗車人数	備考
H17	887	99	296	3.00	火・金3便
H22	1,237	98	297	4.16	火・金3便
H27	1,083	98	292	3.71	火・金3便
R2	114	95	285	0.40	月・金3便

○デマンドバス（古多糠川北線）利用状況

(単位：人、日、便、%)

区分	利用者数	運行日数	運行便数	平均乗車人数	備考
H17	1,461	99	195	7.49	火・金3便
H22	1,450	99	198	7.32	火・金3便
H27	1,262	95	190	6.64	火・金3便
R2	173	46	98	1.77	月・金3便

(出典：全て標津町調べ)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(1)市町村道			
	道路	古多糠基線 改良舗装 L=1,650m	町	
		標津南2条通り 歩道改修 L=620m	町	
		川北東2号 改良舗装 L=1,650m	町	
		川北茶志骨線 改良舗装 L=3,100m	町	
		川北西9号2 改良舗装 L=960m	町	
		標津西3丁目仲通り 歩道改修 L=150m	町	
		川北南2丁目通り1 歩道改修 L=107m	町	
		標津西3丁目通り 歩道改修 L=300m	町	
		忠類市街海岸通り 改良舗装 L=1,100m	町	
		川北北1線 改良舗装 L=1,600m	町	
		古多糠北8線 改良舗装 L=1,300m	町	
		川北西3条通り 歩道改修 L=200m	町	
		茶志骨東2線 改良舗装 L=1,300m	町	
		忠類市街仲通り 改良舗装 L=500m	町	
		薫別市街仲通り 改良舗装 L=150m	町	
	橋りょう 橋りょう長寿命化修繕事業 点検及び補修設計	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	その他	川北西3号防雪柵設置事業	町	
		除雪車両更新事業	町	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	公共交通	公共交通維持・運行事業 デマンドバス・ハイヤー、福祉バス・ハイヤー事業などにより高齢者や交通空白地域に居住する住民の生活の足として維持し、持続可能な社会形成に資する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	交通施設維持	川北バス待合所管理経費 公共交通運行の拠点として整備した川北市街地域におけるターミナル施設の維持管理により、利用者の利便性を向上し、交通事業の利用率向上に資する。	町	〃

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画及び個別計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

本町の水道は、3地区の簡易水道からなり町内全域に普及しており、令和元年度（2019年度）末の普及率は99.3%となっている。各簡易水道とも供用開始から35年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり改修が必要な状況であることから、これまでに策定した改修計画による計画的な施設改修を実施している。今後、健全で持続可能な経営を推進するため、簡易水道事業の統合と企業会計方式の導入の検討を進めるとしている。

下水道施設は、安全で快適な生活環境の整備と、公共用水域の水質保全のために欠くことのできないものである。特に、多くのサケマス増殖河川を有する本町にとっては、下水道などの汚水処理施設整備・普及による河川など公共用水域の水質保全は重要な施策である。

このため、本町では昭和50年（1975年）から下水道事業に着手し、中心市街地である標津市街地区と第二の集落である川北市街地区について整備をほぼ完了している。平成24年度（2012年度）からは、下水道事業対象区域を除く町内全域を対象に浄化槽事業に着手し、下水道事業と併せ生活排水処理の普及促進を図っているところである。

標津市街地区の汚水を処理している標津町下水道管理センターは、昭和61年（1986年）の供用開始以来35年が経過して設備などの老朽化が進んでいることから、これまで電気設備の計画的な更新を実施してきたが、平成27年度（2015年度）に策定した下水道長寿命化計画及び下水道ストックマネジメント計画を基に、施設の延命化を図りつつ、計画的な更新を行っていく。

一方、従来からし尿処理については、平成15年（2003年）1月から一般廃棄物の最終処分場の業務を含めた「根室北部衛生組合」により広域処理を行っており、現在は下水道の普及により下水道未実施地区について処理を行っている。

自然環境と調和した魅力あるまちづくりを推進する本町において、衛生的な生活環境を確保するために、ごみの効率的で適正な処理、資源のリサイクルは重要な課題であるが、多額の経費を要することから関係町で広域処理のための施設を整備し、処理している。

容り法のための「リサイクルセンター」が平成16年（2004年）7月に、可燃性廃棄物の処理に「焼却処理施設」が平成19年（2007年）4月にそれぞれ供用を開始したほか、「一般廃棄物最終処分場」が平成16年（2004年）8月にそれぞれ供用開始した。

火葬場（斎場）は、昭和49年（1974年）7月に組織した「中標津町外2町葬斎組合（標津町・中標津町・別海町）」により共同運営しており、現在の施設は、老朽化に伴う改築などに着手し、平成27年度（2015年）から改めて供用を開始した。

墓地については2霊園6墓地があるが、合同墓や改葬などにより墓じまいするケースが増えており、使用状況の再確認を実施するとともに、今後の需要を考慮した区画整理が必要となっている。

本町の消防行政は、昭和47年（1972年）4月1日に発足した根室北部消防事務組合に所属し推進している。その構成町は本町のほか、中標津町、別海町、羅臼町で、消防本部所在地は中標津町である。

消防団については、本団、第1分団、第2分団、第3分団及び第4分団から成り、令和3年（2021年）

4月1日現在の団員数は113名となっている。

消防施設の整備は、消防署庁舎・各分団詰所の新築及び改築などはほぼ終了したが、更新時期を迎える消防車両の計画的整備が必要不可欠となる。

他方人的な面では、救急救命士の養成と増員が課題である。特に、本町は624.49k㎡の広さがあり救急車が到着するまでに約30分を要する地域もあること、さらには、海で仕事をする多くの漁業関係者がおり、救急隊員が救命行為を行うまでにその命を保全するための心肺蘇生の出来る人材確保が必要であるため、普通救命講習修了者(バイスタンダー)の養成を図る必要がある。

公営住宅の管理戸数は令和元年(2019年)12月時点で419戸と町内全世帯数の18%超を占めており、公営住宅への依存度が高い状況となっていることから、令和2年度(2020年度)に更新した「標津町公営住宅長寿命化計画」に基づいた、計画的な公営住宅の管理・修繕・更新を行うこととしており、「標津町人口ビジョン」による人口の将来推計などを踏まえ、令和11年(2029年)までに335戸とする計画である。

本町の防災対策は、平成6年(1994年)10月発生の「北海道東方沖地震」による大きな被害を教訓に、防災設備などを中心とする整備を重点として進めてきた。

防災対策の基本となる情報収集と伝達のため「防災行政無線」の全戸設置、「地震津波職員参集装置」の開局をしたほか、地区別避難場所の整備、防災備蓄品の整備(備蓄倉庫建設を含む)など、順次対策を施してきており、平成12年(2010年)3月には、これらを総括した「標津町地域防災計画」を策定し、町民の生命や財産を災害から守るための関係各機関それぞれの位置付けや避難基準を確たるものとしたほか、「標津市街防災道路(標津環状線道路)」の開通、町管理河川水位計の整備、津波・洪水ハザードマップの更新・整備・デジタル化など防災対策基盤は整いつつある。

ソフト面においては、標津高校生が被災地の視察などにより学習したことを地域の中学生に出前授業を行い、授業を受けた中学生が標津高校生となった際には、同様の学習・授業を行うとする「循環型防災教育」、町で採用している気象予報士による児童・生徒への防災授業や町内会で実施する避難訓練などにより、自らの身を自らで守るという防災対策の基礎を浸透させる取組を継続して実施している。

(2) その対策

- 各種関連計画に基づく、水道施設、廃棄物処理施設や公営住宅など生活環境基盤の計画的な更新・改良・修繕を行うほか、健全で持続可能な経営を推進するため、公営企業会計方式と経営戦略の導入により構築される中期的な将来見通しに沿った健全な財政運営により、持続可能な住民生活基盤の維持を進める。
- 地域防災計画、国土強靱化地域計画及び必要に応じ策定したBCP(業務継続計画)により、大規模災害時における行政機能の早期復旧・継続を確保し、住民の生活環境基盤の安定化を確保ほか、大規模災害発災直後における救急活動や避難所での安全な生活環境確保のための必要な人材・機材・備蓄品の整備を継続して進める。
- 現在未稼働の広域化以前の一般廃棄物処理施設(焼却施設)の老朽化が進んでおり、周囲には乳牛育成施設、牧草地、忠類川など町の基幹産業における重要な施設や河川があることから、倒壊・飛散を未然に防止するため撤去する。

標津町過疎地域持続的発展市町村計画

○水道の状況（令和2年3月31日現在）

施設の名称	標津地区簡易水道	川北地区簡易水道	薫別地区簡易水道	計
人口(人)	3,676	1,427	84	5,187
給水人口(人)	3,675	1,401	77	5,153
年間給水量(m ³)	803,271	405,200	7,236	1,215,707
1日平均給水量(m ³)	3,135	1,414	61	4,610
普及率(%)	99.97	98.18	91.67	99.34
水源の種類	ウラップ川表流水	ウラップ川表流水	薫別川支流アシスピ オマナイ川表流水	-

○下水道の状況【特定環境保全公共下水道事業】（令和2年3月31日現在）

区分		計画処理 面積(m ²)	計画処理 人口(人)	計画汚水量 日最大(m ³)	排水方式	処理方法	排水人 口(人)	普及率 (%)
標津処理 区	全体計画 (S50~R2)	192	2,780	1,440	分流式	標準活性 汚泥法	2,806	54.1
	事業計画 (S50~R2)	172	2,730	1,420				
川北処理 区	全体計画 (H7~R2)	84	970	390		オキシデ ーション ディッチ 法	949	18.3
	事業計画 (H7~R2)	84	970	390				
合計	全体計画	276	3,750	1,830	-	-	3,755	72.4
	事業計画	256	3,700	1,810	-	-		

○浄化槽の状況【浄化槽市町村整備推進事業】（令和2年3月31日現在）

区分	計画設置基数(基)	設置基数(基)	排水人口(人)	普及率(%)
全体計画 (H24~R3)	157	129	335	6.5
地域計画 (H24~R3)	157			

○消防団員の状況（令和3年4月1日現在）

（単位：人）

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本団	1	3	1	1	1	1	6	14
第1分団			1	1	4	8	12	26
第2分団			1	1	2	5	6	15
第3分団			1	1	4	7	25	38
第4分団			1	1	2	4	12	20
計	1	3	5	5	13	25	61	113

○消防分団の状況

分団の名称	管轄区域等	備考
第1分団	標津	伊茶仁、忠類、住吉町、東浜町、茶志骨、茶志骨パイロット、東茶志骨
第2分団	薫別	浜古多糠、崎無異
第3分団	川北	北標津
第4分団	古多糠	上古多糠
標津消防署	署員 21 名	

○火災発生状況

年度	建物火災	建物以外の火災	計	備考
H22	2	3	5	
H23		1	1	
H24	2		2	
H25	1	5	6	
H26	1	2	3	
H27	3	3	6	
H28	2	5	7	
H29		4	4	
H30		1	1	
R元	4	1	5	
過去10年の平均発生件数			4.0	

○救急業務出動状況

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
火災											
交通	18	13	23	24	14	16	20	18	16	13	175
労働	4	13	5	6	6	6	8	4		2	54
運動			1	2	1		2	1	1		10
一般	13	19	21	17	19	19	26	19	25	22	200
自損	3	6	4	1	3	5	4	2	2	4	34
急病	82	78	102	96	85	97	80	96	83	83	882
風水害											
水難	1	2		1				2			6
加害	2		1			1	1		2	1	8
病院搬送	52	67	79	70	85	91	99	96	82	71	792
その他	2	1	1								4
計	177	199	237	217	213	235	240	238	211	196	2,165

○公営住宅管理戸数（令和3年4月1日現在）

第1種住宅	第2種住宅	新法	計
123戸	236戸	42戸	401戸

○公営住宅建設計画

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
-	-	-	-	1棟4戸	1棟4戸	-
-	-	-	-	標津	標津	-

○公営住宅住戸改善計画

改善種別	R2	R3	R4	R5	R6	R7
居住性向上型				2棟4戸	2棟4戸	1棟2戸
福祉対応型				2棟4戸	2棟4戸	1棟2戸
長寿命化型	2棟12戸	6棟14戸		2棟4戸	2棟4戸	1棟2戸

（出典：全て標津町調べ）

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設			
	簡易水道	薫別水道連絡管設置工事	町	
		計装設備改築更新事業	町	
		簡易水道施設耐震補強事業	町	
		標津簡易水道水源開発事業	町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	下水処理施設 機械設備改築更新	町	
		下水処理施設 電気設備改築更新	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備		下水処理施設 建築設備改築更新	町	
		標津処理場 耐水化計画策定	町	
		川北処理場 耐震診断	町	
		標津処理区 管路改築更新	町	
	その他	公共浄化槽等整備推進事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場施設整備事業	根室北部 衛生組合	
		一般廃棄物最終処分場機器更新事業	根室北部 衛生組合	
		旧焼却施設解体事業	町	
	し尿処理施設	し尿受入施設更新事業	根室北部 衛生組合	
	その他	資源ごみ収集車整備事業	町	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ付水槽車整備	根室北部消 防事務組合	
		小型動力ポンプ積載車整備	根室北部消 防事務組合	
		消防庁舎屋上防水塗装及び外壁塗装工事	根室北部消 防事務組合	
		水槽付消防ポンプ自動車整備	根室北部消 防事務組合	
	(6) 公営住宅	公営住宅計画修繕事業	町	
		公営住宅建設事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	生活	空き家等対策計画策定事業 管理不全空き家の発生抑制による生活環境の保全と住宅資源としての活用を検討し地域住民の生活基盤の確保に資する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
		地方公営企業会計法適用事業（簡水、下水） 地方公営企業会計法の適用により、健全な公営企業会計と町財政を確保することで、地域住民の生活環境基盤の確保に資する。	町	〃
	環境	沿道・公園等整備事業 町民協働の環境整備として沿道の花壇整備など、美しい街並み景観づくりを進める。	町	〃
	危険施設撤去	旧焼却施設解体事業 倒壊・飛散の恐れがある広域化以前に町独自施設として整備した一般廃棄物の焼却場を撤去し、近隣の牧草地、乳牛育成施設や河川への悪影響を未然に防止する。	町	〃
	防災・防犯	緊急防災対策事業 防災訓練や備蓄品の整備など、災害対策の充実を図る。	町	〃
		循環型防災教育推進事業 地域の高校生が被災地の視察などにより学び、その成果を中学生に対し出前授業を実施。これを繰り返すことにより防災意識の向上と愛郷心の情勢を図るほか、地元高校への進学動機づけが促進される。	町	〃

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画及び個別計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

近年、少子化や核家族化、待機児童増加など、子どもを取り巻く諸環境は変化している。

本町においても、過疎化の進行による子どもの減少、子育て費用の増加による家計圧迫、共働き世帯の増加や核家族化による保育環境の変化などに対応しながら、質の高い学校教育・保育の提供や人口減少地域における保育の確保など、健全な子育て環境を整えることが重要な課題となっている。

このような状況の中、国の子ども・子育て支援法に基づき、本町でも標津町子ども・子育て支援事業計画（第2期、令和2～6年度）に定められた子育て支援に関する方向性により支援体制の充実などの施策を展開しているところである。

具体的には、幼稚園、保育園、子育て支援センター、母子通園センターを統合した「標津こども園」を平成29年度に供用開始し、幼保一元化による教育・保育の質の向上や子育て支援機能の充実を図っているほか、国に先駆けて実施した3歳児以上の保育園・幼稚園の保育料無料化、18歳未満の子どもにかかる医療費の全額助成など、子育て家庭への経済的支援を進めてきた結果、子育て世代が転入超過（2017年～2019年平均）傾向に変遷するなど、その成果が結実しつつある。

令和3年4月1日現在の高齢化率は31.24%となっているが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると令和22年（2040年）には43.34%、令和42年（2060年）には50.08%まで高齢化率が上昇するとされている。

それらの対策として、ハード面では、「特別養護老人ホーム標津はまなす苑（社会福祉法人標津福祉会）」と「認知症対応型共同生活介護施設（民間）」が開設されたが、その後も高齢者施設需要が高まる中、標津福祉会により「サービス付き高齢者向け住宅」と「小規模多機能型居宅介護施設」が平成28年度に整備された。

介護においては、前述の介護対応施設によるハード整備により、介護保険基盤の整備が図られているところであるが、介護、医療、介護予防、住まいなどに対する支援を充実させ一体的に提供される地域包括ケアシステムによるソフト面での支援体制の構築のため、町直営の地域包括支援センターが中核機関としての役割を担うとともに、関係機関や事業所、地域住民などとの連携により地域の高齢者を支える体制づくりが図られている。

障がい者福祉に関しては、障害者総合支援法に基づく児童発達支援等事業所の指定を受けた母子通園センターにより、専門職員が学習障害、発達障害等の児童やその保護者に対し、発達相談支援・療育・介護援助を実施しており、また、平成18年（2006年）の障害者自立支援法の施行に合わせ、町内に共同作業所「キラリ工房」を立ち上げ、これまで引きこもりがちな障がいをもった方々が通所することで充実した日々を送ることができるようになり、平成24年（2012年）には就労継続支援B型指定事業所へ移行するなど、支援体制の充実・強化の推進が図られているほか、令和3年（2021年）には生活の拠点となるグループホームも整備され、就労環境と住環境の両面での支援体制が確保された。

(2) その対策

- 女性の就職率の上昇や就労形態の多様化に伴い、保育体制や子育て相談事業の充実を図るとともに、住民に分かりやすい子育て情報の提供を行うなどし、出生率の向上を図る。
- 「標津町健康と福祉の村」の施設整備に基づき、各施設が連携し、福祉サービスの供給体制を充実するため保健師、介護福祉士、看護師など、保健福祉専門職員の資質及び技術の向上に努める。
- 70歳以上を対象にしたバス無料回数券の配布を継続し、通院や日常生活への活用など、高齢者福祉の充実を図るほか、医療機関への通院が困難である70歳以上の非課税世帯を対象に通院のための交通を確保するため、「高齢者等通院ハイヤー助成事業」を実施・継続する。
- シルバー勤労会の活動を通して、高齢者の生きがいの充実、社会参加を目的とした就労機会の増大を図る。
- 介護保険制度の円滑な実施を図るため、「高齢者福祉施設等連絡会議」を通じ、町内の関連施設と連携してサービス供給提供体制を充実する。
- 社会福祉法人「標津町社会福祉協議会」の活動を推進し、ニーズに対応できる各種サービスの提供と団体の強化充実を図る。「いきいきサロン」「地域福祉支援ネットワーク」「あんしんサポートセンター」
- 各居宅介護支援事業所と地域包括支援センターでの連携を維持し、必要な情報の共有や知識の習得、技術の向上に努め、効果的なケアマネジメント体制を維持するほか、健康管理や介護予防のため「しべつ健康ポイント事業」や「いきいき百歳体操」の継続した展開を行い、介護予防事業の浸透による健康年齢の底上げを図る。
- 障がい者福祉に関しては、上記の「キラリ工房」と「障がい者グループホーム」の両輪により、就労の機会と生活拠点の持続的確保に努め、障がい者、その家族・保護者、事業者と行政が一体となった支援を展開する。

○こども園入園者数（令和3年4月10日現在） （単位：人）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
標津認定こども園	2	16	15	32	37	26	128
川北認定こども園	0	7	8	11	10	20	56

○65歳以上の人口の推移（各年4月1日現在）（単位：人、%）

年度	総人口	65歳以上人口	比率	資料
H27	5,382	1,502	27.91	住民基本台帳
H28	5,331	1,537	28.83	〃
H29	5,344	1,567	29.32	〃
H30	5,317	1,584	29.79	〃
R元	5,251	1,596	30.39	〃
R2	5,160	1,582	30.66	〃
R3	5,080	1,587	31.24	〃

（出典：全て標津町調べ）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども医療費助成事業 18歳以下の子どもに係る医療費を助成することで、次代を担う子の保健、福祉を増進し、子育てしやすいまちづくりを推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
		出産祝い金支給事業 新たに町民となった新生児の誕生をお祝いするとともに、次代を担う子の出産を奨励し、町の活性化と児童の健全な発育を推進する。	町	〃
	高齢者・障害者福祉	通院ハイヤー助成事業 医療機関への通院に困難がある高齢者等に対して、通院に要する経費の助成を行うことにより、必要な通院機会の確保などを図る。	町	〃
		高齢者等無料バス利用事業 交通弱者である高齢者等に対してバス無料回数券を配布し、通院や日常生活への活用など、高齢者福祉の充実を図る。	町	〃
		シルバー勤労会事業 公共施設周辺の清掃、環境整備などの作業をシルバー勤労会に委託し、高齢者の就業機会の確保や生きがい対策に資する。	町	〃
		高齢者・障がい者福祉施設家賃等助成事業 経済的な理由により専門的な高齢者福祉施設への入居ができない高齢者や障がい者の住環境の確保のため、家賃等の一部を助成し安心して暮らせる地域づくりに資する。	町	〃
	健康づくり	しべつ健康ポイント事業 健康診断の受診や運動事業への参加に対しインセンティブを付与することで、健康づくりと介護予防への動機づけを促進し、健康年齢の底上げを図る。	町	〃

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、標津町国民健康保険標津病院1箇所しかなく町民の安心できる医療の確保のため、患者に対する最大の誠意をもって、1次医療に重点を置いた診療を行っている。

少子・高齢化、人口減少は、病院の運営に大きな影響を及ぼしており、特に財政に与える問題(赤字対策)は年々厳しさを増している。

現在の診療は、内科、外科の2科で、医師5人体制で対応しており、久留米大学医学部からスムーズな医師派遣が行われている。しかし、小児科・整形外科などの特定診療科に係る医療の確保や看護師など医療従事者の確保も課題であり、広域的な医療体制の確立が必要となっている。

町内唯一の医療機関として夜間診療・訪問診療・訪問看護・介護保険によるケアプラン作成など、町民のニーズにあったサービスを提供しており、今後も医療機器の整備により医療の充実を図るとともに、町広報紙などを利用して、人間ドックや健康診断などを促進することで町民の健康増進に資することとする。

(2) その対策

- 耐用年数を経過した医療機器の更新を計画的に行い、地域のかかりつけ医としての機能の確保により、安心して暮らせる地域づくりを進める。
- 老朽化した医師住宅の更新を進め、医師の安定確保に努める。
- 住民のQOL向上に、入院患者や外来患者に対するリハビリと訪問リハビリを進めていくため、施設基準を満たすよう病院施設の増改築を行う。
- 将来にわたって医療従事者を安定確保し、持続的な医療の提供基盤の整備を図るため、医療技術職を目指す学生の修学金の貸付制度と、町に就業する際の確保対策貸付金制度の周知を図る。

○町立標津病院の状況（令和3年4月1日現在）

医師数	看護師	看護補助者	薬剤師	検査技師	理学療法士
5 (内科4、外科1)	42 (正看37、準看5)	8	1	2	1
作業療法士	放射線技師	事務職員	給食職員	その他	計
1	2	10	1	1	73

(出典：標津町調べ)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療 の 確保	(1) 診療施設			
	病院	標津町国民健康保険標津病院医療機器整備事業 人工呼吸器、超音波診断装置ほか	町	
		健診室整備事業	町	
	その他	医師住宅更新事業	町	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	自治体病院	医療技術職員等確保対策事業 医療技術者を目指す学生への修学資金貸付制度等 について制度周知の徹底と活用の促進により、地域の医 療技術者の安定確保に資する。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

本町では女性の社会進出の促進に伴う共稼ぎ家庭の増加により、併せて増加傾向となった保育ニーズ対策として、平成 26 年（2014 年）4 月から幼稚園使用料を、平成 27 年（2015 年）4 月から保育園使用料をそれぞれ無料化し、経済的事情による幼児教育を受ける機会の格差是正に加え、平成 29 年（2017 年）4 月からは標津地区・川北地区にて幼保連携型認定こども園を整備、また、標津地区においては児童発達支援事業所と親子交流館の機能を付加した施設として整備し、幼児教育のボーダーレス化を促進している。

本町の子育て支援施策の柱ともいえる認定こども園については、現在入園希望者が定数を上回る状況が続いており、人員や保育スペースの不足から新規受け入れの中止が続いているため、保育教諭の確保対策が急務となっている。

学校教育においては、少子化により過去最大 14 校あった教育施設は、現在では統廃合が進み標津地区・川北地区に小学校と中学校が各 1 校の全 4 校となっている。

令和 3 年（2021 年）4 月から全面実施された中学校の新学習指導要領と既に実施済みの小学校を含めた 9 年間で、きめ細かな指導の充実を図り、これまで実践してきた「標津型学習スタイル（課題解決型授業）」の確立と定着のため、組織的な授業改善、校種間の連携に取り組んでいる。

体育においては、中学校において全国平均に達しない項目が多いことから、体育科の授業改善等を図り、幼児期からの運動習慣の定着のため、令和元年度（2019 年度）から地域おこし協力隊によるこども園での体力づくりやリズム運動を実践しており、今後もこれらの取組を継続する。

また、食生活は子どもの健康、体力や学力向上の基礎となることから、食事の重要性や栄養バランスなど食生活に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭による給食指導と食育授業を推進している。

近年、学校教育に取り入れられた ICT 教育の推進には、GIGA スクール構想で整備した校内 Wi-Fi と 1 人 1 台の端末を活用し、授業には ICT に精通した支援員を配置するなど、児童がスマート社会に対応できる基盤の整備を進めてきたが、電子メディア依存による学力、コミュニケーション能力の低下を防ぐ対策を併せて実践する必要がある。

町内唯一の道立標津高等学校は、その存置のため通学費、教材や制服代の補助など多くの支援を続けてきたところだが、令和 2 年（2020 年）、令和 3 年（2021 年）と 2 年続けての 1 間口編成となり、今後も少子化などの理由により 2 間口への復活が見込めない状況となっているが、本町としては地域の人口保持や地域活性化へ与える影響が多大な施設と考えることから、新たな魅力づくりを図る傍ら、町の関わり方について、北海道をはじめとした関係機関連携による早急な検討が必要となっている。

その他、生涯学習には本町の将来を担う次世代のリーダー育成を目的とした「しべつ未来塾」の活動支援や、本計画でこれまで触れてきた産業・地域資源などの豊富な魅力を題材とした体験活動を通じた学びの場の確保、子どもの読解力・創造力・語彙力の向上のための環境づくりによる読書習慣の定着を推進している。

(2) その対策

- 保育ニーズへの対応のため、保育教諭免許取得支援や奨学金の償還支援制度の創設により保育教諭の安定的確保を進める。
- 学習障害、注意欠陥、多動性障害などを含めた特別支援教育の充実により障がいのある児童の早期発見と自立に向けた適切な個別指導体制を図る。
- GIGA スクール構想の着実な実践のため、ICT に精通した支援員を配置し、スマート化社会に対応できる児童・生徒の育成に努める。
- 統廃合や老朽化などが進む教育施設の維持管理のため、令和元年度（2019 年度）と令和 2 年度（2020 年度）に策定した「学校施設等長寿命化計画」と「教育施設整備計画」の着実な実践による教育基盤の持続的発展を進める。
- 道立標津高等学校の存置のための支援措置の継続のほか、新たな魅力づくりなど施策の拡充を図る。
- これまで実践してきた 12 年間の「園小中一貫教育」の取組に高校を含めた校種間連携を推進する。
- 次世代のリーダー育成のため「しべつ未来塾」の活動支援を継続することにより、持続可能な社会形成を推進する。
- 読書習慣の定着により読解力等の向上を図るため、読書環境づくりを進める。
- 地域おこし協力隊制度を活用し設置した「スポーツ支援員」と、五輪代表選手を委嘱した「スポーツ親善大使」により、幼児から高齢者までの体力づくりと運動習慣の定着による健康づくりを進める。

○校舎の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

（単位：㎡）

学校名	基準面積	保有面積				備考
		鉄筋	鉄骨	木造	計	
標津小学校	3,260	2,639	777	99	3,515	
標津中学校	3,060	2,043	204		2,247	
川北小学校	3,398	1,793	1,014	65	2,872	
川北中学校	2,643	2,453		65	2,518	

○屋体の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

（単位：㎡）

学校名	基準面積	保有面積				備考
		鉄筋	鉄骨	木造	計	
標津小学校	922		630		630	
標津中学校	922		595		595	
川北小学校	1,162		1,067		1,067	
川北中学校	1,162		962		962	

○新学・就職の状況

(単位：人、%)

区分	中学校 卒業生数	標津高校	中標津高校				中標津 農業高校	他管内 私立等	就職
		普通	普通	商業	情報	計	生産・食品		
H27年度卒	61	34	12	1		13	1	13	
H28年度卒	65	36	11			11		18	
H29年度卒	55	34	8	1		9	1	11	
H30年度卒	49	25	6	1		7	2	14	1
R元年度卒	57	19	11	3		14	4	20	
R2年度卒	48	12	17		2	19		17	

(出典：全て標津町調べ)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	学校校舎改修整備 校舎修繕・改修・補修、屋上防水等	町	
	教職員住宅	教職員住宅改修整備及び撤去 外壁等修繕、適正化のための撤去等	町	
	給食施設	学校給食センター施設整備事業 連続炊飯器、自動制御盤、食缶、食器箱等	町	
	その他	校務用コンピュータクラウド化事業	町	
		教育用コンピュータ整備事業（更新）	町	
		学力向上対策デジタル教材活用事業	町	
		図書館再整備事業 他町有施設（文化ホール）への移転整備	町	
	(3) 集会施設、体 育施設等			
	集会施設	標津町生涯学習センター改修整備事業	町	
		標津町文化ホール改修整備事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興		川北生涯学習センター改修整備事業	町	
	体育施設	体育施設改修整備事業 総合体育館、鳩ヶ丘・川北体育館、温水プール、スケートリンク、球場、パークゴルフ場等	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	保育教諭確保対策事業 保育免許の取得支援と奨学金の償還支援により、保育教諭の安定的確保を図り、幼児教育の推進と保育ニーズ対応を進める。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
		子育て支援員等研修事業 無資格の保育従事者の研修会参加支援を行い、幼児教育の高度化と担い手の安定確保を図る。	町	〃
	高等学校	標津高等学校卒業生就労支援事業 就職に至らなかった卒業生を町の会計年度任用職員として受入れ、就業体験を進め、就職活動をしながらスキルアップできるよう支援する。	町	〃
		標津高等学校存置対策事業 通学費・教材費などの助成や、高校が実施する自然環境類型教育への助成を行うことで、魅力化と入学者の安定確保を図り、存置対策に資する。	町	〃
	その他	教職員住宅改修整備及び撤去 撤去後に町または民間で整備する教職員等住宅の整備経費や、町営の教職員住宅の家賃との平準化のための家賃補助などにより教職員の安定的確保を図ることで、本町の教育環境の整備に資する。	町	〃
	(5) その他	子ども元気アップ大作戦	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画及び個別計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、大きく漁業を中心とする沿岸部と酪農を中心とする内陸部に区分される。沿岸部は本町の中心地である標津市街のほか、標津川や忠類川などの各河川下流域に小規模な集落が6つ存在している。内陸部については、市街地を形成している川北地区のほか、大きな集積はないものの3つの集落に区分される。人口の減少によりどの集落も小規模化しており、特に標津、川北以外の集落については顕著である。各集落については地区会館、地区スポーツ施設などの必要な整備を実施しているほか、標津・川北市街地については魅力ある市街地づくりを実施している。

本町は、平成18年度(2006年度)から市街地に標津町営定住促進団地(美郷団地)を整備し、移住定住の促進を行っており、これまでの取り組みで得たノウハウを活かしながら移住検討者のニーズに沿った施策を展開し、「住み続けたい町」「住んでみたい町」を目指す。

一方、各集落の歴史的背景、地理的条件、産業形成などから、大規模な集落の再編整備は困難な状況であるが、集落の人口が減少し、高齢化が進んでいる中で、町内会活動や冠婚葬祭など集落としての機能の低下が懸念されており、集落への人口流入策(限界集落対策)が必要となっているため、学校の統廃合などにより、現在使われていない教職員住宅を改修し、移住者などを受け入れることによって、集落への人口流入や地域コミュニティ機能の再生を推進している。

(2) その対策

- 各集落の生活環境向上などに向けた施策を引き続き実施するほか、施設などの必要な再編整備の検討を行い効果的、効率的な集落整備を図る。
- 町民との協働のまちづくりの基本となる、各集落(町内会)の自主的なまちづくり活動の助長を図る。
- 地域の特性を活かしたコミュニティ活動をいっそう推進するため、活動費の助成など必要な支援を引き続き実施する。

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
整備 9 集 落 の	(1) 過疎地域集落 再編整備			
		町内会館補修、整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、鮭の文化を核として縄文時代からアイヌ時代を経て近代までの 10,000 年もの間、人々が暮らし続けてきた地域であり、根室管内各所にも点在する同様の文化遺産とストーリーをまとめあげた「鮭の聖地」が令和 2 年度（2020 年度）には、文化庁の「日本遺産」に認定されたところである。

構成文化財として「標津遺跡群伊茶仁カリカリウス遺跡」、「標津神社とその奉納品」や、「会津藩士の墓」などが町内に存しており、標津遺跡群を中核とした根室海峡沿岸地域の歴史文化の総合的価値向上のため、プロモーション映像やパンフレットの制作、文化財の価値を伝えられるガイド人材の育成などの作業を継続して進めるかたわら、既設の案内板や施設の再整備を行うことで、本町をはじめとした根室地域の魅力向上を図っている。

本町文化財の中核である標津遺跡群は、本町に存する数ある地域資源の中でも、世界に対しアピールできる数少ない資源の一つであることから、標津遺跡群の価値をさらに高めるため、中長期的視野に立った保存活用計画策定作業を進めており、指定地周辺の自然環境再生や、アイヌ文化の時代の景観再生を図っていく。

また、地域の歴史文化への理解向上の一環としてアイヌ文化振興・啓発にも取り組んでおり、令和元年度（2019 年度）から国の交付金を活用し、アイヌ文化教室の開催、レプリカの伝統衣装製作やアイヌ文様を施した町有バスの運行を行っている。上記の「鮭の聖地」のストーリーの一部でもあることから、引き続き町内外へのアイヌ文化の発信と地域の魅力への溶け込みなどによりアイヌ文化の継承と認知度の向上を図る。

標津町民祭り「水・キラリ」は町と住民の協働によるまちづくりの原点とすることを目的として、住民組織による 3 年余りに及ぶ白紙からの検討によって出来上がったものであり、平成 11 年に第 1 回を開催し、町民が心を合わせて歴史をつくりながら現在に至っている本町のまちづくりの重要な施策であり、当初各団体が中心であった担い手には、まつりを契機として産業青年を中心とした若者の自主的な組織も立ちあがるなど、町の活性化に大きく寄与している。

また、住む者の環境意識の醸成にも一役かっており、今後も変わらぬ町民の理解と参画の中で、胸を張ってこのまつりと自然に育まれた「水」を子孫に残し、100 年後の未来へ続く町の文化遺産として継承していく。

(2) その対策

- 「日本遺産」による本町の認知度向上と、伊茶仁カリカリウス遺跡など伊茶仁川流域の遺跡群の世界文化遺産登録を目的に、文化財等の保存、整備及び活用をソフト・ハードの両面から推進する。
- アイヌ文化の振興・啓発のため、これまでに手掛けている施策に継続して取り組む。
- 「水・キラリ」の理念、目的の一層の普及に努め、標津町伝統のまつりとして行政と町民が一丸となって未来へ継承する。

○文化財の状況（令和3年）

区分	箇所	名称
史跡(国指定)	1	標津遺跡群(伊茶仁カリカリウス遺跡、古道遺跡、三本木遺跡) 指定地面積 415ha
天然記念物(国指定)	1	標津湿原 指定地面積 221ha
埋蔵文化財	194	伊茶仁ふ化場第1 竪穴遺跡群ほか
有形文化財(町指定)	10	会津藩士の墓(野付)、御陣屋御造営日記(資料館)、文政の鰐口(薫別神社)、松鶴凶絵馬(忠類神社)、天保の石灯籠(標津神社)、国泰寺の高炉(龍雲寺)、釈迦涅槃図と千紫万紅図(龍雲寺)、馬頭観世音像(龍雲寺)、明治の石灯籠(標津神社)、標津神社の四爪鉄锚(標津神社)
記念の木(町指定)	9	戸長桜、ハルニレ(役場前庭)、山桜(忠類神社、薫別説教所、川北小学校、川北生涯学習センター)、赤松(川北神社)、カラムツ(旧藤野牧場)、アカマツ(古多糠駅跡)
天然記念物(町指定)	1	サケ属魚類の化石
史跡(町指定)	3	旧根室標津駅転車台、川北海軍飛行場えん体濠跡、タブ山チャシ跡

(出典：標津町調べ)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興 施設等			
	地域文化振興 施設	ポー川史跡自然公園施設整備事業	町	
	その他	アイヌ生活館整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興	史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用 推進事業 国指定史跡標津遺跡群と天然記念物標津湿原が有する価値を将来に向け適切に保存すると共に、地域振興に活かすため、指定地周辺の自然環境再生、アイヌ文化の時代の景観再生に取り組み、SDGsの視点に立った史跡天然記念物の新たな保存活用による、持続可能な地域づくりに寄与する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等		日本遺産普及・啓発関連事業 日本遺産に認定された「鮭の聖地」を構成する文化財の維持、管理及び再整備のハード対策と、文化ストーリーを発信するガイド養成などのソフト対策に取り組み、根室地域の持続的発展に寄与する。	町、 鮭の聖地メナ シネットワ ーク	本事業の効果 は将来に及ぶ
		アイヌ文化振興・啓発関連事業 アイヌ文化教室、制作したレプリカ衣装の観光施設等での活用などに継続して取り組み、伝統文化の持続的発展に寄与する。	町	〃
		標津町民まつり「水・キラリ」開催事業 町民と協働で作り上げた新たな伝統である「水・キラリ」の将来への継承のため、担い手の育成と更なる魅力化を進める。	町、同実 行委員 会	〃
		芸術・文化等鑑賞事業 映画、音楽、演劇などの芸術・文化等の鑑賞機会を提供し、地域文化の向上を図る。	町、文化 協会	〃

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災での事故を受け、原子力発電所の安全性に対する信頼が大きく損なわれたことや、脱炭素化のために化石燃料発電への依存度を下げるためなど、再生可能エネルギーの役割はここ 10 年余りの間で大きくなっている。

本町においては、平成 5 年度（1993 年度）から平成 18 年度（2006 年度）に妹羅山地域で行われた地熱開発促進調査の結果により、「地熱」という「地域資源」が十分に存在することが確認され、平成 22 年度（2010 年度）から「武佐岳地域地熱開発促進調査」が平成 29 年度（2017 年度）まで行われた。

結果としては、事業の継続性の観点から発電所の設置には至らなかったが、当地域における地熱資源の有効活用を図り持続可能な地域社会の形成のため次期調査に着手している。

太陽光発電に関しては、平成 25 年（2013 年）にメガソーラーの誘致を実施し未利用土地の有効活用などを行った実績があるが、近年では町外民間企業による小規模の太陽光発電設備が乱立する傾向にあり、景観が損なわれる懸念があるなど課題も多い。

(2) その対策

○武佐岳妹羅山周辺地域の地熱開発促進と、新エネルギーを活用した通年展開の事業の掘り起こしを検討する。

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 の 利用 の 推進 再生 可能 エネ ルギ	(3) その他	地熱開発促進調査事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町を含め根室地域は、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方領土の隣接地域であり、元島民の多くが今も暮らし続けている地域である。本町の東方洋上 24km 先という間近に国後島を望むことができ、景観・生活に根付いた存在となっている。

令和3年(2021年)、元島民(1世)の平均年齢は81歳を超えており、最前線で担ってきた返還要求運動、国内への啓発や現島民との交流事業の実践が困難となる状況にあり、運動の後継者育成が急務となっている。

一方、外交交渉が領土問題の平和解決の唯一の方策であるが、近年、ロシア大統領の北方領土訪問、日本人のビザ取得による訪問など、領土問題解決を取り巻く状況が悪化していることや、四島における共同経済活動も日露間の温度差などの理由による停滞など、領土問題に関する取り組み全体が停滞している中において、北方領土返還運動の強力な推進と国内外の世論喚起に努めることが本町としての使命であることから、元島民や後継者のみならず町民自らこの問題を重要なものであることを再認識し、町民一丸となって取り組みを再構築する必要がある。町民を対象とした北方領土講座(学習)などを関係団体、体験ガイドと連携したうえで実施するなど、北方領土返還運動を強力に推進する。

また、本町のような小規模自治体にとって、地域住民のまちづくりへの参画とそれを行政が支える仕組みづくりは持続可能な地域社会の形成にとって基礎基本であるとの考えから、令和元年度(2019年度)から取り組んでいる「街中モニター制度」による広く町民の声に耳を傾ける体制の維持や、平成19年度(2007年度)に創設した「新・ふるさとづくり推進事業補助金」による町民が主体となって実践するまちづくり活動への支援などに引き続き取り組んでいく。

(2) その対策

- ビザ無し相互交流事業による住民相互の理解を深め、北方領土問題の平和解決への雰囲気づくりを図る。
- 返還運動の担い手、後継者の育成と、学校教育での北方領土学習の強化により、返還運動の広がりとし継続的な活動の推進を図る。
- 関係団体と連携した町民向け北方領土講座(学習)などを開催し、運動の強化を図る。
- 「新ふるさとづくり協働推進職員の設置」や「街中モニター制度」などによる、町民の声が直接届く取り組みを継続する。
- 「新・ふるさとづくり推進事業補助金」などの町民が主体的に実践するまちづくり活動への支援を継続する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	各種広聴体制の確保 「街中モニター制度」など、町民の声を直接まちづくりに反映できる制度により、町民目線での政策推進を図り、住み続けられるまちづくりに資する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
		新・ふるさとづくり推進事業補助金 町民が主体となったまちづくり活動に対し、経費的な支援と助言を行い、チャレンジ機運の醸成や当該活動の活性化を図る。	町	〃
	(2) その他	北方領土返還啓発事業	町	
		北方四島とのビザなし交流事業	町	
		北方領土講座	町、千島連盟標津支部	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該計画の理念と目的との整合性を図りながら、既存施設の利用促進、長寿命化及び適正化を進める。

1 4 過疎地域持続的発展特別事業一覧表【再掲】

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 促進、 移住・ 定住・ 人材育 成・地 域間交 流の	移住・定住	UIJ ターン新規就業支援事業 指定求人へ就業する移住者に対し移住支援金を交付することで、中小事業所への就業促進による事業の継続、移住経費の負担減を図り、移住定住者数の増、町内経済の活性化に資する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
		住宅取得助成事業 新築・中古住宅取得の経費を一部助成(移住者上乗せ各50万円)し、空き家の抑制、受託需要の喚起、住宅不足問題の解消に伴う移住定住者の獲得に資する。	町	〃
2 産業の 振興	第1次産業	酪農ヘルパー育成促進事業 酪農ヘルパー確保のための事業に対し補助金を交付し、組織の育成を図り、新規就農や円滑な経営継承を促進し、町農業の安定的発展に資する。	町 農協	〃
		標津町地域 HACCP 推進事業 安心安全な水産資源の確保・PRの基盤となる地域HACCPの推進のため、事業費の一部を町で負担する。	町 推進委員会	〃
		販売強化事業（水産物） 水産物の販路確保・拡大・PRのための町外における商談会に参加し、安定的な外貨獲得、標津ブランドの知名度向上を図る。	町	〃
		水産物ブランドづくり推進事業 水産物のブランド化のための商品開発や、開発した商品の催事提供などにより、高付加価値化とブランド力の向上を図る。	町	〃
		新水産資源調査・検討事業 低・未利用の水産資源の利活用について調査・検討を行い、不漁により低迷している水産業関連産業の安定化を図る。	町	〃
	商工業・6次産業化	標津町起業等支援事業 創業や新分野進出に要する経費の一部を助成し、地域経済の活性化と雇用の創出を促進する。	町	〃

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>移動販売サービス事業</p> <p>専用車両で町内を定期的に巡回し、町内商店が扱う食糧品、日用雑貨などを移動販売することにより、町内消費の拡大を図る。</p>	商工会	本事業の効果は将来に及ぶ
4 手段 の 確保 交通 施設 の 整備、 交通	公共交通	<p>公共交通維持・運行事業</p> <p>デマンドバス・ハイヤー、福祉バス・ハイヤー事業などにより高齢者や交通空白地域に居住する住民の生活の足として維持し、時速可能な社会形成に資する。</p>	町	〃
	交通施設維持	<p>川北バス待合所管理経費</p> <p>公共交通運行の拠点として整備した川北市街地域におけるターミナル施設の維持管理により、利用者の利便性を向上し、交通事業の利用率向上に資する。</p>	町	〃
5 生活 環境 の 整備	生活	<p>空き家等対策計画策定事業</p> <p>管理不全空き家の発生抑制による生活環境の保全と住宅資源としての活用を検討し地域住民の生活基盤の確保に資する。</p>	町	〃
		<p>地方公営企業会計法適用事業（簡水、下水）</p> <p>地方公営企業会計法の適用により、健全な公営企業会計と町財政を確保することで、地域住民の生活環境基盤の確保に資する。</p>	町	〃
	環境	<p>沿道・公園等整備事業</p> <p>町民協働の環境整備として沿道の花壇整備など、美しい街並み景観づくりを進める。</p>	町	〃
	危険施設撤去	<p>旧焼却施設解体事業</p> <p>倒壊・飛散の恐れがある広域化以前に町独自施設として整備した一般廃棄物の焼却場を撤去し、近隣の牧草地、乳牛育成施設や河川への悪影響を未然に防止する。</p>	町	〃
	防災・防犯	<p>緊急防災対策事業</p> <p>防災訓練や備蓄品の整備など、災害対策の充実を図る。</p>	町	〃
		<p>循環型防災教育推進事業</p> <p>地域の高校生が被災地の視察などにより学び、その成果を中学生に対し出前授業を実施。これを繰り返すことにより防災意識の向上と愛郷心の情勢を図るほか、地元高校への進学動機づけが促進される。</p>	町	〃

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	児童福祉	子ども医療費助成事業 18歳以下の児童に係る医療費を助成することで、次代を担う子の保健、福祉を増進し、子育てしやすいまちづくりを推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
		出産祝い金支給事業 新たに町民となった新生児の誕生をお祝いするとともに、次代を担う子の出産を奨励し、町の活性化と児童の健全な発育を推進する。	町	〃
	高齢者・障害者福祉	通院ハイヤー助成事業 医療機関への通院に困難がある高齢者等に対して、通院に要する経費の助成を行うことにより、必要な通院機会の確保などを図る。	町	〃
		高齢者等無料バス利用事業 交通弱者である高齢者等に対してバス無料回数券を配布し、通院や日常生活への活用など、高齢者福祉の充実を図る。	町	〃
		シルバー勤労会事業 公共施設周辺の清掃、環境整備などの作業をシルバー勤労会に委託し、高齢者の就業機会の確保や生きがい対策に資する。	町 シルバー勤労会	〃
		高齢者・障がい者福祉施設家賃等助成事業 経済的な理由により専門的な高齢者福祉施設への入居ができない高齢者や障がい者の住環境の確保のため、家賃等の一部を助成し安心して暮らせる地域づくりに資する。	町	〃
	健康づくり	しべつ健康ポイント事業 健康診断の受診や運動事業への参加に対しインセンティブを付与することで、健康づくりと介護予防への動機づけを促進し、健康年齢の底上げを図る。	町	〃
7 確保 医療の	自治体病院	医療技術職員等確保対策事業 医療技術者を目指す学生への修学資金貸付制度等について制度周知の徹底と活用の促進により、地域の医療技術者の安定確保に資する。	町	〃
8 振興 教育の	幼児教育	保育教諭確保対策事業 保育免許の取得支援と奨学金の償還支援により、保育教諭の安定的確保を図り、幼児教育の推進と保育ニーズ対応を進める。	町	〃

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		子育て支援員等研修事業 無資格の保育従事者の研修会参加支援を行い、幼児教育の高度化と担い手の安定確保を図る。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	高等学校	標津高等学校卒業生就労支援事業 就職に至らなかった卒業生を町の会計年度任用職員として受入れ、就業体験を進め、就職活動をしながらスキルアップできるよう支援する。	町	〃
		標津高等学校存置対策事業 通学費・教材費などの助成や、高校が実施する自然環境類型教育への助成を行うことで、魅力化と入学者の安定確保を図り、存置対策に資する。	町	〃
	その他	教職員住宅改修整備及び撤去 撤去後に町または民間で整備する教職員等住宅の整備経費や、町営の教職員住宅の家賃との平準化のための家賃補助などにより教職員の安定的確保を図ることで、本町の教育環境の整備に資する。	町	〃
10 地域文化の振興等	地域文化振興	史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用推進事業 国指定史跡標津遺跡群と天然記念物標津湿原が有する価値を将来に向け適切に保存すると共に、地域振興に活かすため、指定地周辺の自然環境再生、アイヌ文化の時代の景観再生に取り組み、SDGsの視点に立った史跡天然記念物の新たな保存活用による、持続可能な地域づくりに寄与する。	町	〃
		日本遺産普及・啓発関連事業 日本遺産に認定された「鮭の聖地」を構成する文化財の維持、管理及び再整備のハード対策と、文化ストーリーを発信するガイド養成などのソフト対策に取り組み、根室地域の持続的発展に寄与する。	町、 鮭の聖地メナシネットワーク	〃
		アイヌ文化振興・啓発関連事業 アイヌ文化教室、制作したレプリカ衣装の観光施設等での活用などに継続して取り組み、伝統文化の持続的発展に寄与する。	町	〃
		標津町民まつり「水・キラリ」開催事業 町民と協働で作上げた新たな伝統である「水・キラリ」の将来への継承のため、担い手の育成と更なる魅力化を進める。	町、同実行委員会	〃

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>芸術・文化等鑑賞事業</p> <p>映画、音楽、演劇などの芸術・文化等の鑑賞機会を提供し、地域文化の向上を図る。</p>	町、文化協会	本事業の効果は将来に及ぶ
12 発展に 関し 必要 な 事項 の 持 続 的		<p>各種広聴体制の確保</p> <p>「街中モニター制度」など、町民の声を直接まちづくりに反映できる制度により、町民目線での政策推進を図り、住み続けられるまちづくりに資する。</p>	町	〃
		<p>新・ふるさとづくり推進事業補助金</p> <p>町民が主体となったまちづくり活動に対し、経費的な支援と助言を行い、チャレンジ機運の醸成や当該活動の活性化を図る。</p>	町	〃